

特許庁委託事業

インド周辺国知的財産権制度概説
(スリランカ編)

2024 年 7 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

ニューデリー事務所

(知的財産権部)

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

目次

第1章 スリランカ知的財産権制度概要	1
1.1 知的財産権法体系概要	1
1.2 スリランカが締約済の知的財産に関する国際条約・協定	2
第2章 著作権	3
2.1 定義	3
2.2 著作権で保護される著作物	3
2.3 著作権で保護されない著作物	4
2.4 著作権者の経済的権利と人格的権利	4
2.5 フェアユース	6
2.6 著作権の登録	8
2.7 著作権の存続期間	9
2.8 フォークロアに関する認可手数料	9
2.9 侵害に対する救済措置	10
第3章 意匠権	12
3.1 定義	12
3.2 意匠権による保護対象	12
3.3 意匠権の帰属	13
3.4 出願手続	14
3.5 審査	15
3.6 登録証の発行	20
3.7 登録意匠の公表	20
3.8 意匠権の存続期間	20
3.9 意匠権の更新	20
3.10 意匠権者の権利	20
3.11 意匠権侵害と救済	21
第4章 特許権	23
4.1 定義	23
4.2 特許権の保護対象	23
4.3 特許権の帰属	25
4.4 出願手続	26
4.5 審査	29
4.6 特許権付与	32
4.7 付与前異議	32
4.8 特許権の存続期間と更新	33
4.9 無効申立	33
第5章 商標権	35

5.1 定義	35
5.2 商標出願手続	35
5.3 審査	35
5.4 商標権の存続期間と更新	42
5.5 商標権者の権利	42
5.6 登録商標の抹消	42
第6章 地理的表示	44
6.1 定義	44
6.2 登録手続	44
6.3 地理的表示の登録期間と更新	47
第7章 不正競争と営業秘密	48
7.1 定義	48
7.2 救済	49
第8章 権利行使	50
8.1 マーケット・エンフォースメント	50
8.2 税関	51
8.3 オンライン・マーケット・エンフォースメント	54
第9章 消費者庁	55
9.1 組織	55
9.2 不正表示に関する取締	56
9.3 過剰価格に関する取締	57
9.4 反競争的行為に関する取締	59
9.5 立ち入り検査・捜査の権限	60
付属書類1:手続費用一覧	62
付属書類2:申請書式	75

第 1 章 スリランカ知的財産権制度概要

1.1 知的財産権法体系概要

スリランカには、知的財産を保護するための統合法である知的財産法（2003 年第 36 号、以下、「同法」という。2003 年 11 月 14 日公布、2003 年 11 月 12 日施行）がある。同法は、2021 年及び 2022 年に改正されている。この法律では、以下の知的財産を保護している。

- 著作権（同法第 II 部第 5 条～第 27 条）
- 意匠権（同法第 III 部第 28 条～第 61 条）
- 特許権（同法第 IV 部第 62 条～第 100 条）
- 商標権（同法第 V 部第 101 条～第 142 条）
- 商号（同法第 VI 部第 143 条～第 145 条）
- 集積回路のレイアウト設計（同法第 VII 部第 146 条～第 159 条）
- 不正競争・営業秘密（同法第 VIII 部第 160 条）
- 地理的表示（同法第 IX 部第 161 条）

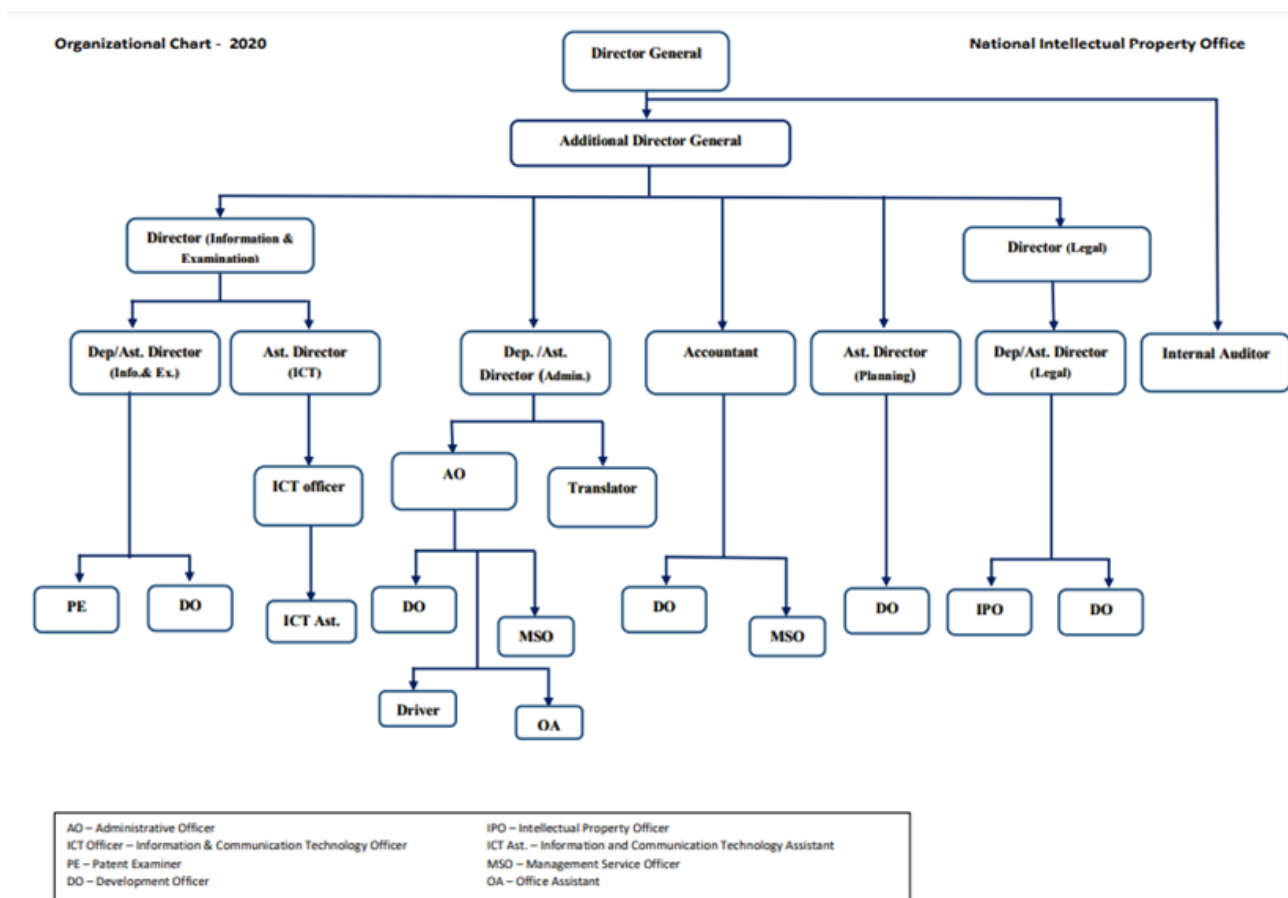
同法は、商標権、意匠権、特許権は全て、国家知的財産局（NIPO : National Intellectual Property Office）の局長（DGIP : Director General of Intellectual Property）に登録しなければならないと規定している。

著作権や営業秘密の登録については、現在、登録を義務付ける法的な規定は存在しない。

特許権、意匠権、商標権、集積回路のレイアウト設計、に関しては、さらに知的財産規則（2006 年 5 月 15 日公布、2006 年 10 月 16 日施行）で詳細が定められている。

知的財産権に関する訴訟の第一審裁判所は、コロンボ商事高等裁判所である。民事訴訟の場合、最高裁判所に上訴することができる。なお、知的財産に関する訴訟を含めて、訴訟の手続きについては、別に民事訴訟法（2005 年改正法）による規定が存在する。

＜国家知的財産局（NIPO）の組織図＞



1.2 スリランカが締約済の知的財産に関する国際条約・協定

スリランカは、知的財産に関する以下の条約・協定の締約国である。

- パリ条約
- マドリッド協定
- ベルヌ条約
- WIPO 条約
- 特許協力条約
- ナイロビ条約
- 商標法条約
- マラケシュ条約

第2章 著作権

(スリランカ知的財産法第II部第5条～第27条)

2.1 定義

同法第5条には、著作権に関する定義について、以下の通り定められている。

- 著作物(Work)：文芸、美術または科学の領域における独創的な知的創作物
- 応用美術作品 (Work of Applied Art)：手作業で作られたものであれ、工業的規模で生産されたものであれ、実用的な機能を持つ、または有用な物品に組み込まれた芸術的創造物。
- 共同著作物 (WORK OF JOINT AUTHORSHIP)：2人以上の著作者がその創作に貢献した著作物。これらの著作者は、創作された創作物について、著作権を有する。ただし、当該著作物が「集団著作物 (Collective Work)」に該当しない場合に限る。(※「集団著作物」とは、個人または法人主導のもと、複数の個人によって創作されたものであって、創作をした個人の名義が明示されないことを了解したもの。)
- フォークロアの表現 (EXPRESSION OF FOLKLORE)：口頭、模倣、またはその他の手段によって伝達され、その文化的・社会的アイデンティティとして、あるいは、その基準および価値の適切な表現として、共同体の期待を反映した集団指向で、伝統に基づく、集団または個人の創作。たとえば、以下のもの。
 - 民話、民謡、民謡のなぞなぞ
 - フォークソングやインストルメンタルフォークミュージック
 - 民俗舞踊や民俗劇
 - 民俗芸術、特に図面、絵画、彫刻、陶器、テラコッタ、モザイク、木工、金属製品、宝飾品、手工芸品、衣装、先住民族の織物などの制作物

2.2 著作権で保護される著作物

同法第6条(a)～(k)には、同法が定める具体的な著作物（文芸、美術または科学の領域における独創的な知的創作物）について列挙されている。

第6条

- (a) 書籍、パンフレット、論文、コンピュータ・プログラム、その他の著作物
- (b) 演説、講演、演説、説教、その他の口頭著作物
- (c) ドラマティック作品、ドラマティック・ミュージカル作品、パントマイム、振付作品、その他舞台制作のために制作された作品

- (d) (c)に規定する著作物の舞台製作及びその製作に適するフォークロアの表現
- (e) 音楽作品、ただし、言葉の付随の有無は問わない
- (f) オーディオ・ビジュアル作品；
- (g) 建築物
- (h) 図画、絵画、彫刻、彫刻、石版画、タペストリーおよびその他の美術作品
- (i) 写真
- (j) 応用美術
- (k) 地理、地形、建築、科学に関するイラスト、地図、図面、スケッチ、立体作品

また、同法第 7 条には、二次著作物について以下のとおり規定があり、二次著作物の著作権も保護される。

第 7 条

- (1) 次のものも著作物として保護されるものとする：(a) 著作物の翻訳、翻案、編曲その他の変形または変更、(b) 機械可読形式であるかその他の形式であるかを問わず、著作物の集合体および単なるデータの集合体（データ・ベース）。
- (2) 第(1)項にいう著作物の保護は、当該著作物の作成に組み込まれ、または、利用された既存の著作物の保護を害するものではない。

2.3 著作権で保護されない著作物

同法第 8 条によれば、同法第 6 条及び第 7 条の規定にかかわらず、以下の創作物は著作物として保護されない。

第 8 条

- (1) アイデア、手順、システム、操作方法、概念、原理、発見または単なるデータ（表現、記述、説明、図示または具体化されていたとしても、著作権による保護の対象にはならない）
- (2) 立法、行政、または法律的な性質を持つあらゆる公式文書、およびその公式翻訳
- (3) その他の方法で公表、放送、または公的に伝達されるニュース

2.4 著作権者の経済的権利と人格的権利

著作権者は、経済的権利と人格的権利が認められる。それぞれ、同法第 9 条、第 10 条において、以下のとおり定められている。

経済的権利

第9条(1)

著作物の著作権者は、著作物に関して以下の行為を実施し、または許諾する排他的権利を有するものとする。

- (a) 著作物の複製
- (b) 本作品の翻訳
- (c) 著作物の翻案、編曲またはその他の変形；
- (d) 原著物および各複製物の販売、貸与、輸出またはその他の方法による公衆への頒布；
- (e) オーディオ・ビジュアル、録音物、コンピュータ・プログラム、データ・ベース又は楽譜の形式による音楽著作物の原作品又は複製物の貸与、当該原作品又は複製物の所有権にかかわらず、著作物の複製物の輸入（原作品又は複製物の所有権にかかわらない。また、輸入複製物が著作権者の許諾を得て作成された場合も含む）
- (g) 原作品またはその複製物の公の展示
- (h) 著作物の公の演奏
- (j) 放送
- (k) その他、著作物の公衆への伝達

第9条(2)

第9条(1)の規定は、著作物全体とその実質的な部分の両方に適用される。著作物、または、適法に作成された著作物の複製物の所有者、または当該所有者がそのために権限を与えた者は、著作権者の権限なしに、当該複製物を販売またはその他の方法で処分する権利を有する。

人格的権利

第10条(1)

著作物の著作者は、その経済的権利とは無関係に、また経済的権利の所有者でなくなった場合であっても、以下の権利を有するものとする。

- (a) 実現可能な限り、著作物の複製物および公の利用に関連して、その名前を目立つように表示させること；
- (b) 著作物の複製物および公の利用に関連して、偽名を表示させない権利；
- (c) 著作物の歪曲、切除、その他の改変、またはその他の軽蔑的な行為で、その名誉または信用を害するようなものに対する異議申立

第10条(2)

第10条(1)に記載された権利は、著作者の生存中は移転しないが、著作者の死後、これらの権利を行使する権利は、遺言による処分または法律の運用により移転する。

2.5 フェアユース

同法第 11 条にはフェアユースについて規定されており、同法第 9 条（著作権者の経済的権利）第 1 項の規定にかかわらず、批評、コメント、報道、教育（教室で使用するための複数のコピーを含む）、学術または研究などの目的のために、コピーによる複製または同項が定めるその他の手段による使用を含む著作物の公正な使用は、著作権の侵害とならないものとされている。

特定のケースにおいて行われる著作物の利用が公正な利用であるかどうかを判断する際には、以下の要素が考慮される。

第 11 条

- (a) 使用の目的および性質（当該使用が商業的性質を有するか、非営利の教育目的であるかを含む）
- (b) 著作物の種類（例：書籍、映画、等）
- (c) 著作物全体に対する使用している量や重要性
- (d) 著作物の潜在的な市場や価値に対する使用の影響

＜フェアユースとして認められない行為＞

同法第 12 条第 2 項によれば、以下の行為はフェアユースとして認められない。

第 12 条

- (a) 建築物その他の構築物の形態の複製
- (b) 書籍または楽譜の形式による音楽著作物の全部または相当部分の複製
- (c) データ・ベースの全部または相当部分の複製
- (d) コンピュータ・プログラムの複製（ただし、第 7 項に定められたものは除く）
- (e) 著作物の通常の利用に抵触し、その他、著作権者の正当な利益を不当に害する複製

＜フェアユースとして認められる行為＞

第 12 条(3)

公表された著作物の短い部分を引用の形で複製することは、著作権者の許諾を得ることなく認められる。ただし、その複製が公正な慣行に適合し、かつ、その複製の目的によって正当化される範囲を超えないことを条件とする。引用には、出典の表示および引用元の著作物に著作者の氏名が記載されている場合にはその氏名を付記しなければならない。

第 12 条(4)

- (a) 公表された著作物の短い部分を、図解、文章、音声または視覚的録音物によって、教

育目的で複製すること。ただし、その複製が公正な慣行に適合し、かつ、その複製の目的によって正当化される範囲を超えない場合に限る。

(b) 直接的または間接的な営利を目的としない教育機関において、対面式の授業のために、公表された記事、その他の短い著作物、または著作物の短い抜粋を、目的によって正当化される範囲内で複写すること。ただし、複製された著作物の出所および著作者の氏名は、本項に基づいて作成されたすべての複製物に、実行可能な限り表示しなければならない。

第 12 条(5)

直接的または間接的な営利を目的としない活動を行う図書館または公文書館における複写については、一定の条件で認められる。

(a) 複製される著作物が、公表された論文、その他の短い著作物または著作物の短い抜粋であり、かつ、複製の目的が物理的な人の要求を満たすためである場合。ただし、(i)当該図書館または公文書館が、当該複製物が専ら研究、学術または私的研究の目的のために利用されると確信していること、(ii) 複製行為が単独で行われるものであり、反復される場合には、別個の無関係な機会に行われるものであること。

(b) 複写が、複製物を保存し、必要に応じて複製物と交換するため、または他の類似の図書館もしくは公文書館の永久所蔵品において紛失し、破壊され、もしくは使用不能となった複製物と交換するために作成される場合。ただし、合理的な条件下でそのような複製物を入手することが不可能であること。さらに、複写複製行為が、別個の無関係な機会に繰り返される場合に発生する孤立した出来事であること。

第 12 条(6)

(a) 経済的、政治的または宗教的な時事問題に関する新聞もしくは定期刊行物に掲載された記事の、新聞もしくは定期刊行物における複製、公衆への放送やその他の方法による伝達。ただし、著作権者によって複製、公衆への放送や伝達が留保されている場合、複製は認められない。

(b) 時事事象を報道する目的で、当該事象の過程で見聞きした著作物の短い抜粋を、当該複製目的によって正当化される範囲内で複製し、放送その他の方法により公衆に伝達すること。

(c) 政治演説、公の場で行われる講演、演説、説教その他これらに類する性質の著作物又は訴訟手続中に行われる演説を、時事情報を提供するという事実から正当化される範囲内で、新聞若しくは定期刊行物に複製し、又は放送その他の方法により公衆に伝達すること。

第 12 条(7)

コンピュータ・プログラムのコピーの合法的な所有者による単一の複製または翻案は、(i) コンピュータ・プログラムが取得された目的および範囲における使用、(ii) 保存目的、コンピュータ・プログラムの当該コピーが紛失、破壊、または使用不能となった場合に、合法的に所有されているコンピュータ・プログラムのコピーの代替としての複製、の場合は認められる。ただし、コンピュータ・プログラムの複製物または翻案物は、これらの目的以外で使用してはならず、コンピュータ・プログラムの複製物の継続的な所有が合法でなくなった場合には、かかる複製物または翻案物はすべて破棄しなければならない。

第 12 条(8)

個人が自己の個人的な目的のために著作物の複製物を輸入すること。

第 12 条(9)

著作物の原作品または複製物の公の展示は、その展示が、フィルム、スライド、テレビ画像その他のスクリーン上、またはその他の装置もしくはプロセスによって行われる場合を除き、認められる。ただし、著作物が公表され、または原作品もしくは複製物が、著作者もしくはその権原承継人により、販売、贈与その他の方法により他人に譲渡された場合は、この限りでない。

第 12 条(10)

- (a) 政府または非営利の教育機関が、教室または教育のために確保された類似の場所において、教育または教育の目的で著作物を上演または展示すること。ただし、視聴覚著作物の場合、上演または個々の映像の表示が、適法に作成された複製物によって行われるか、または上演に責任を有する者が、その複製物が適法に作成されたものでないことを知らなかったか、またはそう信じる理由がなかったことを条件とする。
- (b) 著作物の実演または展示を内容とする送信の伝達であって、個人の家庭で通常使用される種類の受信装置に送信される、公衆受信によるもの。

2.6 著作権の登録

同法第 6 条(2)には、同法第 6 条(1)に規定する著作物は、その創作という唯一の事実によって、その表現方法または形態、ならびにその内容、質および目的に関係なく保護される、と規定されており、また、著作権の所有者と著作者は権利の売却後に異なることがあることから、スリランカで著作物の著作権登録を義務付ける法的要件はない。

2.7 著作権の存続期間

同法第 13 条は、著作権の保護期間について次のように規定している。なお、同法第 13 条の目的上、規定されたすべての期間は、他の理由で消滅しない限りにおいて、暦年の終わりまで存続するものとされている。

著作物	著作権の保護期間
共同執筆物	最後に生存する著作者の生存期間中、および最後に生存する著作者の死亡の日からさらに 70 年間
応用美術の著作物以外の集团的著作物、または、オーディオ・ビジュアル	著作物が最初に公表された日から 70 年間、および最後に生存する著作者の死亡の日からさらに 70 年間
匿名、または、ペンネームで発表された作品	著作物が最初に公表された日から 70 年間
応用美術	制作日から 25 年間

2.8 フォークロアに関する認可手数料

フォークロアの、(a) 複製、(b) 実演、放送、有線放送またはその他の手段による公衆への伝達、(c) 商業目的または伝統的もしくは慣習的文脈の外で当該表現が行われる場合の翻案・翻訳、(d) その他の変形、をする権利については、所定の手数料の支払いを条件として当局から認可される。(第 24 条(1)、第 24 条(4))

フォークロアは、創作者は共同体であり、各世代が創作に貢献していると考えられるため、フォークロアは共通の遺産の一部であり、従って、フォークロアは共同社会全体に属するものであるため、特定の貢献者／創作者は存在し得ない。そこで、政府をフォークロアに関する権限のある当局として、政府に対して認可手数料を支払う制度を設けている。

なお、認可手数料として、国家知的財産権庁（the National Intellectual Property Office : NIPO）は、以下の料金を設定している。

Copyrights and Related Rights		Rs		
1.	Fees for authorization under Section 24(4)			
	(i). Reproduction	2% of the sale value of the copies	15%	2%+15%
	(ii). Performance-each	575.00	86.25	661.25
	(iii). Broadcasting - each	575.00	86.25	661.25
	(iv). Other communication to public - each	575.00	86.25	661.25
	(v). Translation or adoption	575.00	86.25	661.25

2.9 侵害に対する救済措置

著作権侵害には、民事と刑事の両方の救済措置が用意されている。

第 178 条

(1) 第 II 部に基づいて保護された権利を故意に侵害した者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万スリランカ・ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処されるものとし、2 回目以降の有罪判決の場合は、当該罰金若しくは拘禁期間又は当該罰金及び拘禁期間の双方を倍加することができる。

(2) 第 II 部に基づいて保護された権利を侵害して複製品が作成されたことを知っているか又はそのように作成されたと信じる理由を有する者であって、当該複製品を販売し、販売のために陳列し、又は販売若しくは賃貸のために若しくはその他の取引目的で保有するものは、違法行為の責めを負い、治安判事により有罪判決を受けたときは、50 万スリランカ・ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処されるものとし、2 回目以降の有罪判決の場合は、当該罰金若しくは拘禁期間又はその双方を倍加することができる。

(3) 他人の権利を侵害するコンピュータ・プログラムを自ら保有しているか又は当該プログラムを利用できることを知っており若しくはそのことを信じる理由を有する者であって、当該プログラムを故意に営利目的で使用するものは、違法行為の責めを負い、治安判事により有罪判決を受けたときは、50 万スリランカ・ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処される。

(4) 治安判事は、被疑者が有罪判決を受けたか否かに拘らず、著作物の全ての複製品及び侵害に使用された全ての器具又は被疑者所有の全ての原版について、侵害する複製品であり、又は侵害する複製品を作る目的で使用された原版若しくは器具であると認めるときは、それらを廃棄し若しくは著作権所有者に引き渡すこと、又は治安判事が適切と考える方法で処分することを命じることができる。

第3章 意匠権

スリランカ知的財産法（第 III 部第 28 条～第 61 条）

3.1 定義

意匠の定義は、同法第 30 条において以下のとおり定められている。

第 30 条

工業又は手工芸の製品に特別の外観を与え、かつ、工業又は手工芸の製品の模様としての役割を果たすことができる線若しくは色彩の組合せ又は立体（線若しくは色彩と結合しているか否かを問わない）は、意匠とみなされる。ただし、技術的成果を得ることのみに役立つ意匠は、如何なる要素も保護されない。

3.2 意匠権による保護対象

同法第 29 条には、意匠権による保護対象について、以下のとおり定められている。

第 29 条

- (a) 新規の工業デザインのみが保護される
- (b) 不快なデザインからなるもの、道徳、公の秩序、公共に利益に反するもの、又は、国家知的財産局長（DGIP）あるいは当該事項が付託された裁判所の見解において、いずれかの共同体の宗教的あるいは人種的感受性を害するおそれがあるものは保護されない。

意匠権と著作権は時に権利範囲が重複する可能性があるものの、同法第 28 条によれば、意匠権による保護の規定（同法第 28 条～第 61 条）は、著作権の保護の規定（同法第 5 条～第 27 条）に追加されるものであり、これを否定するものではない、とされている。

また、第 29 条(a)に関して、意匠の新規性については同法第 31 条に以下のとおり定められている。

第 31 条

- (1) 新規な意匠とは、当該意匠についての登録出願日前に又は出願について有効に主張されている優先日前に、世界の如何なる場所においても、また、如何なる時においても、説明、使用又はその他の方法によって公衆の利用に供されていなかった意匠をいう。

(2) 意匠は、その登録出願に先立つ 6 月の期間内にそれが公式又は公認の国際博覧会に展示されたという事実のみを理由としては、公衆の利用に供されていたとみなされない。

(3) 意匠は、それが些細な点において先の意匠と異なるという事実、又はそれが先の意匠を具体化する製品と異なる種類の製品に関わっているという事実のみでは、新規な意匠であるとは認められない。

3.3 意匠権の帰属

同法第 32 条には、意匠権の帰属について関連する規定が定められている。

第 32 条

(1) 意匠権による保護を受ける権利は、当該意匠の所有者に帰属する。

(2) 意匠の所有者とは、当該意匠の創作者、又は、当該意匠の創作者から権利を継承した者である。

(3) 二人以上の者が共同で意匠を創作した場合には、意匠権の保護を受ける権利は、これらの者に共同して帰属する（ただし、意匠の創作に単に協力しただけで創作的な貢献をしなかった者は、当該意匠の創作者又は共同創作者とはみなされない）。

(4) 意匠登録のための最初の出願をした者、又は、その出願について最も早い優先権を最初に有効に主張した者は、当該意匠の創作者とみなされるものとする。

また、同法第 34 条には、従業員が創作した意匠の権利の帰属について以下のとおり定められている。

第 34 条

(1) 雇用契約又は業務執行契約に反対の規定がない場合には、当該契約の履行又は当該業務の執行において創作された意匠の所有権は、場合により、雇用主又は当該業務を委託した者に発生するものとみなす。ただし、当該意匠が、雇用契約の締結時または業務の遂行時に当事者が合理的に予測し得た経済的価値をはるかに上回る経済的価値を獲得した場合には、創作者は、当事者間の合意がない場合において、創作者が裁判所に行った申請により裁判所が定めることができる衡平な報酬を受ける権利を有する。

(2) 雇用契約において創作活動に従事することを要しない従業員が、その雇用主の活動の分野において、その雇用主が自由に利用できるデータ又は手段を用いて意匠を創作した場合、当該意匠の所有権は、雇用契約に反対の規定がない限り、雇用主に帰属するものとみなす。ただし、従業員は、当事者間に合意がない場合、従業員の給与、意匠の経済的価値及び雇用主が意匠から得た利益を考慮して、従業員の申請により裁判所が定めること

ができる衡平な報酬を受ける権利を有する。

(3) 第(1)号及び第(2)号によって意匠の創作者に与えられる権利は、契約によって制限されない。

3.4 出願手続

意匠出願手続については、同法第 36 条に以下のとおり定められている。

第 36 条

(1) 意匠登録出願は、所定の様式によって長官に対して行うものとし、所定の手数料を添え、かつ、次の事項を含んでいなければならない。

(a) 意匠の登録を求める願書

(b) 出願人の名称、宛先及び説明並びに出願人がスリランカ以外に居住している場合はスリランカにおける郵便送達宛先

(c) 意匠を具体化している物品の見本、又はその意匠の写真又は図的表示の写しであって、色彩付き意匠の場合は色彩を付したものの、又はその意匠の図面及びトレーシング

(d) 意匠の使用予定対象である製品の種類の表示及び規則によって類についての規定がある場合はその製品が属する類の表示

(e) 当該意匠が、出願人が知る限りにおいて新規のものである旨の出願人による宣言

(2) 登録出願には、意匠創作者が署名した宣言書であって、創作者の名称及び宛先を記載し、かつ、これらが登録において表示されることを請求する旨のものを添付することができる。

(3) 出願人が意匠創作者でない場合は、出願人の登録を受ける権利を正当化する陳述書を出願に添えなければならない。

(4) 知的財産局長（DGIP）は、出願人が意匠創作者でない全ての場合において、(3)にいう陳述書の写しを創作者に送達する。意匠創作者は、その出願を閲覧し、かつ、所定の手数料を納付して、その写しを入手する権利を有する。

(5) 出願が代理人を通してなされる場合は、その出願には、出願人が代理人に与えた委任状を添えなければならない。

また、意匠手続においては優先権の主張も可能である。優先権の主張については第 37 条に以下のとおり定められている。

第 37 条

条約国においてした先の出願の優先権を利用しようとする意匠登録出願人は、当該先の出

願の出願日から 6 月以内に、その者の出願に、先の出願の出願日及び出願番号、出願人の名称並びに本人又はその前権利者が先の出願をした国の国名を表示した宣言書を付加しなければならない、かつ、スリランカでした当該後の出願の日から 3 月以内に、先の出願がされた国の該当局が正しいものとして認証した、先の出願の写しを提出しなければならない。

なお、「条約国」とは、同法 212 条の定義によれば、工業所有権の保護に関するパリ条約に加入しているか若しくは同条約を批准している国、又は今後加入若しくは批准する国、並びに世界貿易機関の全加盟国又は今後世界貿易機関の加盟国になる国をいい、かつ、スリランカを相手国として、スリランカとの間に、意匠、特許及び商標並びに本法に規定するその他の事項、並びにこれらの登録に関して相互主義的権利及び義務を創設する条約、協定若しくは取決めを締結している国又は今後締結する国である。

3.5 審査

意匠出願に対する国家知的財産局（NIPO）の審査については、同法第 39 条と第 40 条に以下のとおり定められている。

第 39 条

- (1) 長官は、出願人が第 36 条¹、第 37 条²及び第 38 条³の規定に従っているか否かを審査する。
- (2) 出願人が第 36 条及び第 37 条の規定に従っていない場合は、長官は、その意匠の登録を拒絶する。ただし、長官は、先ず出願人にその出願中の欠陥について通知し、その通知の受領日から 3 月以内に当該欠陥を是正する機会を与える。
- (3) 出願人が第 37 条の規定に従っていない場合は、長官は、その意匠の登録に関連しては、主張されている優先権を考慮しない。
- (4) 出願人が第 37 条の規定に従っている場合は、長官は、その意匠の登録に関連して、主張されている優先権を記録する。
- (5) 長官は、意匠登録を拒絶した場合は、当該拒絶の理由を述べ、かつ、所定の手数料の納付があったときは、自己の決定の理由を出願人に通知する。

第 40 条

¹ 出願要件に関する規定

² 優先権に関する規定

³ 出願手数料に関する規定

- (1) 出願人が第 36 条⁴及び第 38 条⁵の規定を遵守する場合、長官は、第 29 条⁶の規定に関連して意匠を審査しなければならない。
- (2) 意匠が第 29 条の規定により登録できない場合、知的財産局長（DGIP）は、登録拒絶の理由を記載し、その旨を出願人に通知しなければならない。
- (3) 知的財産局長（DGIP）が人の意匠の登録出願を拒絶した場合、出願人は、第(2)項の規定による通知の日から 1 箇月の期間内に、知的財産局長（DGIP）に対し、当該拒絶について書面で申立を提出することができる。
- (4) 知的財産局長（DGIP）は、第(3)項による当該申立を受領した場合、当該出願人に対し聴聞を認め、当該聴聞の日時を通知することができる。知的財産局長（DGIP）は、当該聴聞の後、当該意匠を登録し、又は登録を拒否することができる。
- (5)
- (a) 第(1)項、第(2)項、第(3)項及び第(4)項の規定にかかわらず、知的財産局長（DGIP）は、出願された意匠の本質的要素が、出願が行われた時点で既に登録されている意匠に由来すると認める場合には、引用した意匠の写しを添付してその旨を出願人に通知し、かつ、その出願された意匠がそのように由来するものでないことを示すよう出願人に要請する。
- (b) 出願人は、当該通知の日から 3 箇月以内に、所定の手数料を添えて知的財産局長（DGIP）に意見を提出することができる。引用された意匠の登録権者も同期間内に書面で意見を提出することができる。
- (c) 当該意見書を受領した場合、知的財産局長（DGIP）は、必要と認めるときは、当事者の意見を聴いた後、直ちに当該意匠を登録すべきか否かを決定する。
- (d) 出願人が第(5)項(b)に規定する書面の提出を怠った場合、知的財産局長（DGIP）は、記載すべき理由により意匠の登録出願を拒絶するものとし、出願人が請求した場合には、出願人による所定の手数料の納付のうえ、その決定の理由を書面で出願人に通知する。
- (6) 知的財産局長（DGIP）は、意匠が登録可能であると判断した場合、出願人に対し、出願公告のための所定の手数料を 1 箇月の期間内に納付するよう請求することができる。
- (7) 出願公告手数料が所定の期間内に支払われない場合、意匠の登録は拒絶される
- (8)
- (a) 所定の期間内に出願公告手数料が支払われた場合、知的財産局長（DGIP）は、出願日、出願番号、出願人の氏名又は名称及び住所、出願人がスリランカ国外に居住して

⁴ 出願要件に関する規定

⁵ 手数料に関する規定

⁶ 意匠権の保護範囲に関する規定

いる場合にはスリランカにおける送達のための郵便宛先、主張する優先権、意匠の説明、意匠の種類、及び意匠の類別を記載した出願の公告を行う。

(b) 第(6)項、第(7)項及び第(8)項(a)の規定にかかわらず、知的財産局長 (DGIP) は、その裁量により、書面による通知により、出願人に対し、第(8)項(a)の規定に従い、かつ、知的財産局長 (DGIP) が指示する様式で出願を公表するよう求めることができる。出願人が、知的財産局長 (DGIP) の当該通知から 2 ヶ月以内に、知的財産局長 (DGIP) の要求する出願の公告を行わず、または怠った場合、当該出願は拒絶されることがある。

(9) 意匠が第 29 条に規定する一つ又はそれ以上の理由により登録できないと考える者は、公告の日から 2 箇月以内に、所定の様式により、所定の手数料を添えて、当該理由を立証する証拠を添付して、反対の理由を記載した異議申立書を知的財産局長 (DGIP) に提出することができる。

(10) 第(9)項に規定する期間内に異議申立通知が知的財産局長 (DGIP) に到達しなかった場合、知的財産局長 (DGIP) は意匠を登録しなければならない。

(11) 第(9)項に規定する期間内に所定の様式による異議申立書が所定の手数料とともに知的財産局長 (DGIP) に到達した場合、知的財産局長 (DGIP) は出願人に当該異議申立書の写しを送達し、1 箇月以内に証拠を添付した書面により当該異議申立書に対する意見を提出するよう求める。

(12) 知的財産局長 (DGIP) は、出願人の意見書を受領したときは、全ての事情を考慮して必要と認めた場合に当事者を聴聞した後、迅速に、当該意匠を登録するか否かを決定する。当該意匠が登録可能であると決定した場合は、知財局長 (DGIP) は、次のときに当該意匠を登録する。

(a) 知的財産局長 (DGIP) の決定に対する上訴が提起されなかった場合は、決定に対して上訴を提起できる期間が満了したとき

(b) 知的財産局長 (DGIP) の決定に対する上訴が提起された場合は、当該上訴が棄却されたとき

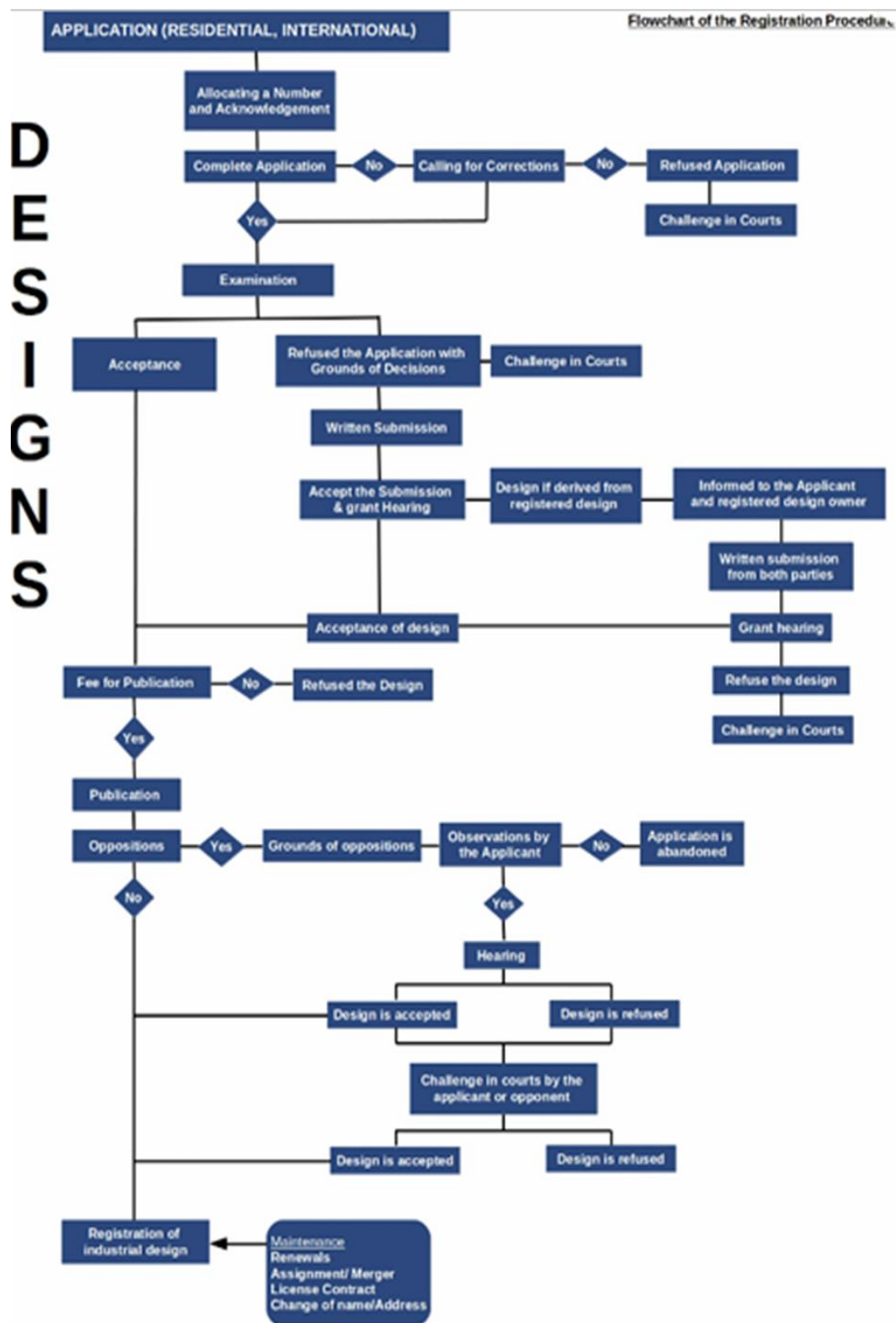
(13) 知的財産局長 (DGIP) は、本条に基づく手続、または、手数料納付の期間について、合理的な延長を認めることができる。

<意匠出願手続に関する補足>

- 国家知的財産局 (NIPO) による審査期間は 6 カ月程度である。異議申立がなければ、出願から 1 年で公開され、2 年以内に登録されるケースがほとんどである。
- 異議申立人は、その責任として、国家知的財産局 (NIPO) に対して、商事裁判所へ異議申立をしたことを知らせる必要がある (同法第 173 条)。また、異議申立人は、商事裁判所の決定に不服があれば、最高裁判所へ上告することができる。第 40 条第 12 項 (b) のとおり、裁判所の決定がなされるまで、知的財産局長 (DGIP) の意匠出願に対す

る登録か否かの決定は保留される。

以下に、意匠出願審査のフローチャートを示す。



3.6 登録証の発行

同法第 41 条によれば、知的財産局長（DGIP）は、その登録権者に登録証を発行し、登録権者の要求に応じて、登録証をスリランカにおける登録された最新の住所、または、登録権者がスリランカ外に居住する場合は、申請のあった国内送達先の最新の住所か、代理人に書留郵便で送付しなければならない。

3.7 登録意匠の公表

同法第 44 条によれば、知的財産局長（DGIP）は、登録された意匠を、その登録順に、所定の様式で官報に掲載させなければならない、掲載された各意匠については、規定される特定事項への参照を含めなければならない。

3.8 意匠権の存続期間

意匠権は、登録出願を受理した日から 5 年を経過したときに終了する。（同法第 45 条）

3.9 意匠権の更新

意匠権は更新が可能であり、同法第 46 条に以下のとおり定められている。

第 46 条

- (1) 意匠登録は、申請により、かつ、所定の手数料を納付することにより、連続 5 年の期間を単位として 2 回更新することができる。
- (2) 更新手数料は、登録の存続期間の満了日に先立つ 6 月以内に納付しなければならない。ただし、前記期間の満了日後における手数料の納付については、所定の割増手数料を納付することを条件として、6 月の猶予期間が認められる。
- (3) 知的財産局長（DGIP）は、意匠登録更新の全てを登録簿に記録するものとし、かつ、所定の様式により官報において公告させる。
- (4) 更新手数料が第(2)項に定める期間又はその延長期間内に納付されなかった場合は、知的財産局長（DGIP）は、その意匠に係る登録を登録簿から抹消する。

3.10 意匠権者の権利

同法第 47 条によれば、意匠権者は、当該意匠に関して、以下の排他的権利を有する。

第 47 条

(1) 意匠の登録所有者は、この部の他の規定に従うことを条件として、かつ、それらの規定を損なうことなく、その意匠に関し、次の事項についての排他権を有する。

- (a) 製品の製造において、意匠を複製すること及び具体化すること
- (b) 意匠を具体化した製品を輸入し、販売の申出をし、販売し又は使用すること
- (c) 意匠を具体化した製品について販売の申出をし、販売し又は使用する目的で、これを貯蔵すること
- (d) 意匠の登録を譲渡すること又は移転すること
- (e) ライセンス契約を締結すること

(2) 何人も、意匠の登録所有者からの同意がない場合は、(1)にいう行為をしてはならない。

(3) (1)にいう行為が権限のない者によってなされたときは、その行為は、登録意匠の複製が登録意匠と些細な点に関して異なっているという事実又は登録意匠の複製が登録意匠を具体化する製品と異なる種類の製品において具体化されているという事実のみによっては、合法的なものとはならない。

3.11 意匠権侵害と救済

同法では、意匠権の侵害行為として、以下の 2 つを規定している。

- 意匠権の侵害：同法第 179 条
- 意匠権に関する虚偽の表示：同法第 180 条

具体的な規定は以下のとおりである。

第 179 条

意匠の登録所有者、譲受人又は実施権者の権利を故意に侵害した者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万スリランカ・ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処されるものとし、2 回目以降の有罪判決の場合は、当該罰金若しくは拘禁期間又はそれら双方の倍のものに処される。

第 180 条

(1) 工業上又は商業上の目的で次の表示をした者は、違法行為の責めを負い、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万スリランカ・ルピー以下の罰金若しくは 6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方に処される。

- (a) 登録意匠でない意匠に関して、それが登録意匠である旨の表示

- (b) 登録意匠が、その登録の対象ではない商品に関して登録されている旨の表示
 - (c) 登録簿に記録されている制限を考慮すれば登録が排他権を与えていない事情において、意匠登録がその意匠の使用について排他権を与えている旨の表示
- (2) ある者が意匠に関連して「登録済」の語を、又は意匠に関してそれが登録されていることを表現する若しくは仄めかす語を使用した場合は、当該人は、意匠が登録されている旨の表示をしたものとみなす。

第4章 特許権

スリランカ知的財産法第IV部第62条～第100条

4.1 定義

同法第62条では、発明を以下のとおり定義している。

第62条

- (1) 発明とは、発明者の着想であって、技術の分野における特定の課題を実際に解決することを可能にするものをいう。
- (2) 発明は、製品若しくは方法であるか、又はそれらに関連しているものとする。

4.2 特許権の保護対象

4.2.1 発明該当性

同法第62条には発明該当性に関する規定があり、以下の発明は特許を受けることができない。

第62条

以下の発明は特許を受けることができない。

- (a) 発見、科学的理論及び数学的方法
- (b) 植物、動物及びその他の遺伝子組換え微生物以外の微生物、並びに非生物学的及び微生物学的方法以外の、植物及び動物の生産のための本質的に生物学的な方法。ただし、微生物について付与される特許は、本法の規定に従うものとする。
- (c) 事業活動、純粋に精神的な行為の遂行又は遊戯のための計画、規則又は方法
- (d) 手術又は治療による人体又は動物の体の処置方法及び人体又は動物の体の診断方法。ただし、このような方法において使用される製品は特許を受けることができる。
- (e) 核兵器において特別の核物質又は核エネルギーを利用する上で有用な発明
- (f) 人間、動物又は植物の生命若しくは健康の保護又は環境に対する重大な不利益の回避を含めた公序良俗を保護するために、その商業的利用をスリランカにおいて阻止することが必要な発明

4.2.2 特許要件

- (1) 特許を受けることができる発明

同法第 63 条には、特許を受けることができる発明について、以下のとおり定められている。すなわち、新規性、進歩性、産業上利用可能性を有している必要がある。

第 63 条

発明は、それが新規なものであり、進歩性を具え、かつ、産業上利用可能であるときは、特許を受けることができる。

(2) 新規性

同法第 64 条には、新規性の要件について以下のとおり定められている。すなわち、新規性の基準は世界公知である。

第 64 条

(1) 発明が先行技術によって予測されていない場合は、その発明は新規である。

(2) 先行技術は、次のものによって構成される。

(a) その発明をクレームしている特許出願の出願日前又は該当する場合は優先日前に、世界の何れかの場所において、書面による公表、口頭による開示、使用その他の方法により、公衆に開示されている全てのもの

(b) (a)にいう特許出願より先の出願日又は該当する場合は先の優先日を有するスリランカにおける特許出願の内容。ただし、当該内容がスリランカにおける特許出願に基づいて付与された特許に含まれていることを条件とする。

なお、同法第 64 条には新規性喪失の例外規定についても定めがある。出願日前 1 年以内に出願人自身の行為による開示、あるいは、他者の開示であっても出願日前 6 月以内での権利の濫用による開示の場合、新規性喪失の例外となる。

第 64 条

(3) (2)(a)による開示は、次の事情がある場合は無視する。

(a) 当該開示が生じたのがその特許出願日前 1 年以内であって、当該開示が出願人又はその前権利者が実行した行為の結果であること

(b) 当該開示が生じたのがその特許出願日前 6 月以内であり、かつ、当該開示が出願人又はその前権利者の権利に対する濫用を理由としているか又はその結果であること

(3) 進歩性

同法第 65 条には、進歩性の要件について以下のとおり定められている。すなわち、当業者にとって自明であるか否かが、進歩性の判断基準である。(自明でなければ進歩性ありと認

められる旨が同法 65 条には規定されている。)

第 65 条

発明は、その発明をクレームする特許出願に関連する先行技術を考慮したときに、その進歩性が当該技術に通常の技能を有する者にとって自明でない場合は、進歩性を具えているものとみなす。

(4) 産業上の利用可能性

同法第 66 条には、産業上の利用可能性について以下のとおり定められている。すなわち、製造または使用できる場合、産業上利用可能性があると認められる。

第 66 条

発明は、何れかの種類の産業において製造又は使用することができる場合は、産業上利用可能であるとみなす。

4.3 特許権の帰属

同法では、特許権の帰属について、以下の点を定めている。

- 特許を受ける権利：第 67 条
- 従業員または委託によってなされた発明について：第 69 条

すなわち、特許を受ける権利は原則的に発明者に属するが、発明者が従業員であった場合、原則的に使用者に属するものと規定されている。ただし、合理的な予測を超えるという条件が付くものの、状況に応じて使用者は発明者に対して相応の報酬を与えるべき旨も規定には盛り込まれ、バランスをとっている。

第 67 条

特許を受ける権利は発明者に属する。2 以上の者が共同して発明をしたときは、特許を受ける権利はそれらの者に共同で帰属する。

第 69 条

(1) 雇用契約又は業務遂行契約において別段の規定がない場合は、前記の雇用契約の履行中又は前記の業務の遂行中になされた発明に関する特許を受ける権利は、該当する事情に応じ、使用者又は当該業務を委託した者に生じたものとみなす。ただし、発明が、雇用契約又は業務遂行契約を締結した時に当事者が合理的に予測することができたよりも遥かに大きな経済的価値を獲得した場合において、当事者間に合意が存在していないとき

は、発明者は、その旨の申請に基づいて裁判所が定める公正な報酬を受ける権原を有する。

(2) 雇用契約上、発明活動に従事することを要求されていない従業者が、使用者から利用を委ねられているデータ又は手段を使用して、使用者の事業分野における発明をした場合において、雇用契約に別段の規定がないときは、当該発明に関する特許を受ける権利は使用者に生じたものとみなす。ただし、従業者は、当事者間に合意が存在していない場合は、裁判所が、その旨の申請に基づいて、従業者の給与、発明の経済的価値、及び使用者が当該発明から得る利益を考慮して定める公正な報酬を受ける権原を有する。

(3) (1)及び(2)に基づいて発明者に与えられる権利は、契約によって制限してはならない。

4.4 出願手続

同法第 71 条には、以下のとおり特許出願手続について定められている。

(1) 出願書類 (第 71 条(1)(a))

出願は所定の様式によってなされ、以下のものを含むものでなくてはならない。

- 願書
- 明細書
- 1 以上の請求項
- (必要な場合) 1 又は複数の図面
- 要約
- (存在する場合) 当該出願の請求項と同一の又は本質的に同一の発明に関して出願人が国外でした特許出願の日付及び番号
- 出願人又はその前権利者が、当該出願の請求項と同一の又は本質的に同一の発明に関して、当該出願の前に、外国で特許を取得していない旨の宣言

(2) 願書、明細書、請求項、図面、要約の記載

願書の記載 (第 71 条(2))

- 特許の付与を求める旨の申立
- 発明の名称
- 出願人、発明者、及び存在する場合には代理人に関する名称、宛先、説明及びその他の所定の情報
- 出願人が発明者でない場合は、出願人の特許を受ける権利を正当化する陳述書

明細書の記載 (第 71 条(3))

- 当該技術に通常の技能を有する者がその発明を評価し、実行するのに十分な程度に明

確かつ完全な形でその発明を開示していなければならない、また、特に出願人が知っている、その発明を実行する上での最善の方法を表示していなければならない。

請求項の記載（第 71 条(4)）

- 請求項の記載は、明確、簡潔でなければならない、かつ、前記の明細書によって裏付けられていなければならない。

図面の記載（第 71 条(5)）

- 図面は、発明を理解するために必要な場合に要求される。

請求項・明細書・図面・要約の記載の法的位置づけ（第 71 条(6)、第 71 条(7)）

- 請求項の記載の表現が特許によって与えられる保護の範囲及び程度を定めるものとし、明細書及び図面は、クレームを解釈するために使用することができる。要約は、技術情報を提供するためのものであり、特許によって与えられる保護の範囲及び程度を決定又は解釈する目的で使用してはならない。

（3）調査報告書の提出

同法第 73 条には、出願人による調査報告書の提出について定めがある。通常、外国出願人はパリルートあるいは PCT ルートによってスリランカへ特許出願すると考えられるところ、パテントファミリーの各国特許庁での審査結果や、PCT ルートであれば国際調査報告書について提出（ただし英語、英語でない場合は英語翻訳文が必要）が求められる。国家知的財産局（NIPO）の審査官は、これらの情報に基づいて審査を行う。ただし、そのような情報を提出せず、国家知的財産局（NIPO）の審査官による独自の審査を要請することも可能である。ただし、その場合、手数料の納付が必要である。

第 73 条

- (1) 各出願人は、所定の種類に合致する調査の報告を所定の期間内に提出しなければならない、報告が英語によるものでないときは、その英語翻訳文を添付しなければならない。ただし、出願人は、前記の調査の代わりに、知的財産局長（DGIP）に対し、その出願を「国内の審査官」に付託するよう請求することができ、審査官は、明細書及び存在するときは図面を十分に考慮して、クレームに基づいて出願を審査し、かつ、設備が許す限り、関連する先行技術をできる限り多く発見すべく努めた後、関連する先行技術についての報告を、所定の期間内に知的財産局長（DGIP）に提出しなければならない。また、当該調査の目的で、審査官は、先行技術に関して自己が利用することができる全ての文献を参照しなければならない。

(2) 出願人は、自己の出願を審査官に付託するように知的財産局長（DGIP）へ請求するときは、この旨の申請を所定の手数料と共に知的財産局長（DGIP）に送付するものとする。

(3)

(a) 出願人は、知的財産局長（DGIP）から要請があったときは、本法に基づいて行った出願においてクレームしている発明と同一の又は本質的に同一の発明について自己が国外で行った外国特許出願に関して、次の書類を知的財産局長（DGIP）に提出しなければならない。

(i) 外国出願に関して行われた調査又は審査の結果について出願人が受領した通信の写し

(ii) 外国出願に基づいて付与された特許証の写し

(iii) 外国出願を拒絶するか又は外国出願において請求されている特許の付与を拒絶する最終決定の写し

(b) 出願人は、知的財産局長（DGIP）から要請があったときは、(a)にいう外国出願に基づいて付与された特許を無効にする最終決定の写しを長官に提出しなければならない。

(4) 本条の適用上、「国内の審査官」とは、長官が特許に関する問題を付託することができる熟練者⁷をいう。

（４）その他、出願に関する規定

発明の単一性（第 74 条）：

出願は、1 の発明のみ又は単一の包括的発明概念を形成するように相互に関連している一群の発明に関わるものでなければならない。（第 74 条）

分割出願（第 75 条）：

出願人は、原出願の開示の範囲を超えないことを条件として、出願を 2 以上の出願に分割することができる。各分割出願は、原出願の出願日又は該当する場合は優先日を享受することができる。

優先権の主張（第 76 条）：

出願人は、パリ条約、特許協力条約締約国に関してした出願について、適正なものとして認証された先の出願の写しを所定の期間内に提出することによって、同条約に基づく優先権を主張することができる。

⁷ 通常は国家知的財産局（NIPO）の審査官である。

4.5 審査

同法第 78 条には、特許審査について以下の通り定められている。

第 78 条

(1) 知的財産局長（DGIP）は、出願を審査し、次の事項が満たされていることを確認する。

- (a) 第 71 条(1)(b)⁸の要件
- (b) 第 71 条(2)(a)⁹の要件
- (c) 該当する場合は、第 71 条(2)(b)¹⁰の要件
- (d) 請求項、明細書、及び該当する場合は図面が、所定の要件を遵守していること
- (e) 出願において請求項の発明の本質的要素が、スリランカにおいて既に付与されている特許から不法に得られたものではないこと
- (f) 出願が要約を含んでいること
- (g) 第 73 条にいう調査報告が提出されていること

(2) 知的財産局長（DGIP）は、(1)にいう条件が満たされていないと認めた場合は、所要の補正を提出するよう出願人に要求するものとし、提出期限は当該要求の日から 3 月とする。出願人が要求に従わなかったときは、(3)の規定に従わない限り、その出願は拒絶される。

(3) (2)に基づく要求に応じて補正が提出されることがなかった場合は、知的財産局長（DGIP）は、所定の期間内に所定の手数料が納付されることを条件として、出願に補正を加えるものとし、所定の期間内に所定の手数料が納付されなかった場合は、その出願を拒絶する。

(4) 知的財産局長（DGIP）は、出願においてクレームされている発明の本質的要素がスリランカにおいて既に付与されている特許から不法に得られたものであると認めた場合は、その出願を拒絶する。

(5) 長官は、(2)、(3)及び(4)に基づく決定を出願人に通知するものとし、また、出願を拒絶するために下す決定は、当該拒絶の理由を記載した書面によるものとする。

特許出願の審査については上述のとおりであるが、特許権の付与の判断に関して、さらに

⁸ 外国で特許を取得していない旨の宣言

⁹ 願書に記載された事項

¹⁰ 出願人が発明者でない場合の陳述書

同法第 79 条には以下の規定が存在する。すなわち、発明の商業利用が禁止されていることを理由に拒絶されることは無いが、公序良俗の観点から特許権の付与が拒絶される可能性があることが定められている。なお、公序良俗に反するものについては、上述のとおり、第 62 条(f)にも同様の規定がある。

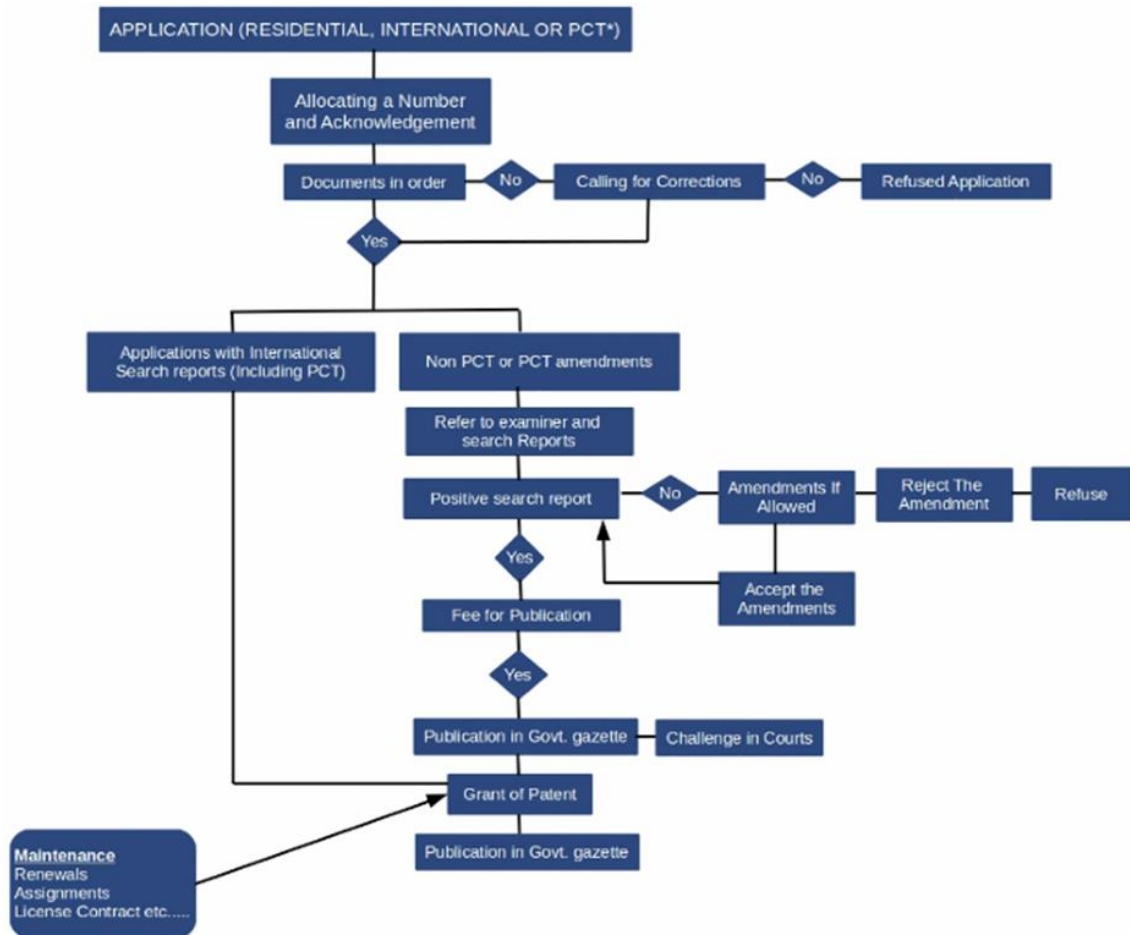
第 79 条

(1) クレームされている発明の商業利用が法律により禁止されていることを理由として特許の付与が拒絶されることはなく、また、特許が無効とされることはない。ただし、クレームされている発明の商業利用の禁止が、人間、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護を含む公序良俗の保護、又は環境に対する重大な不利益の回避に必要な場合は、この限りでない。

特許審査に関して、以下のとおり補足する。

- 現在、出願から特許権付与までの平均期間は 3～4 年程度である。
- 国際出願の場合、国際調査報告書 (ISR) や、対応する外国出願の審査結果を参照して、国家知的財産局 (NIPO) の審査官が審査を行う。基本的には、国際調査報告書や他庁審査結果の内容に沿った審査結果になる傾向がある。
- 調査報告書の内容が特許性ありの場合、基本的にはそのまま登録されるケースが多く、公告のための費用を支払って (公告については同法第 79 条(2)(b)、公告の費用に関しては第 79 条(6))、公告される (公告については「4.3」参照)。
- 調査報告書の内容が拒絶理由ありの場合、審査官に拒絶される可能性がある。その場合、出願人は補正を行う、及び／または、審査官に対して意見書を提出することができる。補正書・意見書を提出すると、審査官が確認し、補正書・意見書を受理あるいは却下される。
- 補正書・意見書が受理され特許登録可能になった場合、官報に掲載される (官報掲載については「4.3」参照)。官報に掲載されると、異議申立が可能になる (異議申立については「4.4」参照)。異議がなければ、特許権が付与される。一方、異議があれば裁判所で争われ、裁判所の結論が出るまでは特許権は付与されない。
- 審査官が補正書・意見書を却下した場合、出願は拒絶される。その場合、出願人は、知的財産局長 (DGIP) の決定に対して、その決定の日から 6 カ月以内に、裁判所に上訴することができる。(同法第 173 条)

以下に、特許出願審査のフローチャートを示す。



4.6 特許権付与

同法第 79 条の以下の各号には、特許権の付与に関して以下のとおり定められている。

第 79 条

(2) 出願人が第 78 条(1)の要件を長官が納得するように満たした場合は、長官は、特許を付与し、かつ、直ちに次のことを実行する。

(a) 特許に関する明細を、第 80 条の規定に従って維持することを義務付けられている特許登録簿に記録すること

(b) 出願人に、特許の付与に関する証明書及び調査報告を含む特許書類の写しを交付すること

(3) 長官は、その後速やかに、特許付与に関する通知を官報において公告させる。

(4) 特許は、長官が(2)(a)の規定に従って措置した日に付与されたものとみなす。

出願人が調査報告書を提出せず、第 73 条の規定にしたがって国内の審査官へ審査を付託するよう知的財産局長（DGIP）に請求した場合については、同法第 79 条(2)のただし書きとして、以下のとおり規定されている。このような場合、国家知的財産局（NIPO）は、特許が付与される可能性があることを公衆へ通知する。ただし、通知には公告手数料を支払う必要があり、これを支払わなかった場合、特許出願が拒絶される。

第 79 条

(2)(b)（前略）ただし、出願人が国際調査報告書を提出せず、第 73 条ただし書に基づき出願を現地審査官に回付するよう長官に請求した場合には、長官 は、裁判所から別段の指示がない限り、通知の公告の日から 3 月の期間満了時に、出願人に特許を付与する可能性を公衆に通知する通知を公告しなければならない。

(5) (2)ただし書にいう通知には、出願人の名称及び宛先、また、出願人がスリランカ以外に居住している場合はスリランカにおける郵便送達宛先、発明の明細書、並びに定められるその他の情報を記載しなければならない。

(6) 出願人は、長官から要求があったときは(2)ただし書にいう所定の公告手数料を納付しなければならない、出願人が当該要求の日から 1 月以内に当該要求を満たさなかった場合は、長官は、当該特許の付与を拒絶する。

4.7 付与前異議

上述のとおり同法第 79 条(2)(b)には、「裁判所から別段の指示がない限り」、「通知の公告

の日から 3 月の期間満了時」に、特許を付与する旨が定められている。

当該規定から、特許権が付与される可能性のある出願に対して異議がある者は、特許出願公告から 3 月以内に、裁判所に対して異議申立を行うことが可能であり、異議申立を受けた裁判所が国家知的財産局（NIPO）へ異議申立がなされたことを通知し、それを受けて国家知的財産局が対応するものと考えられる。

しかしながら、裁判所命令や召喚状の発行を国家知的財産局（NIPO）に伝えるには実際には遅れがあるため、公告日から 3 月以内に裁判所から国家知的財産局（NIPO）へ通知がなされるか不確かな面もあり、異議申立人は裁判所に提出した異議申立書を国家知的財産局（NIPO）に通知することが適当な場合もあり、その場合は、異議申立人から国家知的財産局（NIPO）へ通知することも可能である。なお、異議申立人から国家知的財産局（NIPO）へ通知は法律や規則に義務付けられたものではない。

4.8 特許権の存続期間と更新

同法第 83 条には、特許権の存続期間と更新について、以下のとおり定められている。

第 83 条

- (1) この部の他の規定に従うことを条件として、かつ、それらの規定を損なうことなく、特許は、その登録出願の出願日から 20 年後に満了する。
- (2) 特許権者が、特許の付与日から第二年度の満了時において、特許の効力を維持する意思を有する場合は、特許権者は、特許存続期間中の第二年度、及び、その後の各年度の満了日前 12 月に、所定の年次手数料を納付しなければならない。ただし、所定の割増手数料¹¹を納付することを条件として、前記の満了日から 6 月の納付猶予期間が認められる。所定の年次手数料合計額の全部又は一部を前納することもできる。

4.9 無効申立

登録された特許権が公開されると、裁判所に対して特許無効の申立をすることが可能になる。無効申立については、同法第 99 条に以下のとおり定められている。

(1) 無効申立可能な者（第 99 条(1)、第 99 条(3)(a)）

- 正当な利害関係
- 特許権の所有者、

¹¹ 年次手数料の 10%

- 知的財産局長（DGIP）が提出した、登録されている全ての譲受人、実施権者、再実施権者（※譲渡人、実施権者、再実施権者については、特許権の所有者との間に契約や特別な取決めが無い限り、当事者として参加する権原を有する。）

（２）無効理由（第 99 条(3)）

- 第 62 条(1)（発明の定義）
- 第 62 条(3)（発明該当性）
- 第 63 条（特許を受けることができる発明）
- 第 64 条（新規性）
- 第 65 条（進歩性）
- 第 66 条（産業上の利用可能性）
- 第 71 条(3)（明細書の記載）
- 第 71 条(4)（請求項の記載）
- 第 79 条(1)（公序良俗）
- 請求項に記載された発明を理解するために必要な図面が提出されていないこと
- 特許を受ける権利が、特許の付与を受けた者以外の者に属していること（ただし、特許が、その特許の付与を受ける権利が属している者に譲渡されていないことを条件とする。）

第 5 章 商標権

スリランカ知的財産法第 V 部第 101 条～第 142 条（商標権）

5.1 定義

スリランカにおいて商標登録可能な商標は、以下のものである。

第 102 条

(3) 標章は、特に、恣意的又は架空の呼称、名称、偽名、地理的名称、標語、図案、レリーフ、文字、数字、ラベル、包装、記章、印刷字体、スタンプ、印章、飾り模様、織り端、縁取り及び縁飾り、色彩の組合せ又は配置、並びに商品又は容器の形状をもって構成することができる。

国家知的財産局（NIPO）に登録された商標は登録商標とみなされるが、商標は登録せずとも使用は可能である。そのような未登録の商標であっても、不正競争防止法またはコモンロー（パッシングオフ）によって保護である。

また、

また、商標登録は、法人・非法人問わず、あらゆる個人または団体（個人、会社、パートナーシップ、協会、等）が可能である。

5.2 商標出願手続

商標出願を、委任状と共に、国家知的財産局（NIPO）に提出する。申請書の書式は定められており、Form M1 を使用して申請する。

5.3 審査

国家知的財産局（NIPO）の審査官は、商標出願について同法第 103 条（客観的な理由によって認められない商標）、第 104 条（第三者の権利を理由に認められないマーク）に該当するか審査を行う。

商標審査においては、先使用よりも、先出願が優先される。また、国家知的財産局（NIPO）におけるすべての命令は、知的財産局長（DGIP）の名によって下される。知的財産局長（DGIP）の下には法務部長（DL）が 1 名、さらにその下に 3 名の副部長（AD）が補佐をする体制となっている。

第 103 条

(1) 次の標章は、登録を受けることができない。

(a) 商品若しくはサービスの固有の性質によって、又は工業上の機能によって要求される形状若しくは形態から成るもの

(b) 関連する商品又はサービスに関し、取引上、その種類、品質、数量、用途、価格、原産地又は生産若しくは提供の時期を指定するのに役立つ標識又は表示から専ら成るもの

(c) 日常語において又はスリランカにおける善意の、かつ、確立した取引慣行において、関連する商品又はサービスについての慣習的呼称となっている標識又は表示から専ら成るもの

(d) 1 の企業の商品又はサービスを他の企業の商品又はサービスから識別することができないもの

(e) 中傷的な図案から成り、若しくは公序良俗に反するもの、又は長官若しくは当該事項が付託された場合の裁判所の意見によれば何れかの共同体の宗教的若しくは人種的感情を害する虞があるもの

(f) 関連する商品又はサービスの性質、出所、地理的表示、製造方法、特徴、又は用途適合性について、業界又は公衆に誤認を生じさせる虞があるもの

(g) 個人又は企業の名称を、特別の又は独自の方法で表示していないもの

(h) 通常の意味に従えば、地理的名称又は姓であるもの

(i) 何れかの国又は何れかの政府間国際機関若しくは国際条約によって創設された何れかの機関の紋章、旗その他の記章、イニシャル、名称若しくは略称を複製し又は模倣しているもの。ただし、当該の国又は国際機関の管轄当局から許可を得ている場合を除く。

(j) 何れかの国の公式の標識又は品質証明を複製又は模倣しているもの。ただし、その国の管轄当局から許可を得ている場合を除く。

(k) 問題の標章の登録出願に先立つ 2 年の間に登録が満了し、かつ、更新されなかったか、又は問題の標章に係る出願に先立つ 2 年の間にその放棄、抹消若しくは無効が登録簿に記録されている標章、団体標章又は証明標章に、公衆に誤認を生じさせる虞がある程に類似しているもの

(l) スリランカにおいて取引が禁止されている商品又はサービスに関して登録が求められているもの

(m) 規定される他の語又は定義から成るもの

(2) 知的財産局長 (DGIP) は、(1)(b)、(c)、(d)、(f)、(g)及び(h)の規定を適用するときは、全ての事実関係、特にその標章がスリランカ又は他国において使用されていた期間、及びその標章が他の国又は業界において識別力を有するものと考えられている事実を考慮する。

第 104 条

(1) 知的財産局長（DGIP）は、次の標章を登録しない。

(a) その標章を使用した場合に公衆に誤認を生じさせる虞がある同一又は類似の商品又はサービスに関して、第三者によって既に有効に出願若しくは登録されている標章、又は有効に優先権を主張する者によってその後に出願された標章に、公衆に誤認を生じさせる虞がある態様で類似している標章

(b) 同一又は類似の商品又はサービスに関して、第三者がスリランカにおいて先に使用している無登録標章に、公衆に誤認を生じさせる虞がある態様で類似している標章。ただし、この規定は、出願人がその使用を知っていたか又は知らない筈がなかったことを条件とする。

(c) 第三者によりスリランカにおいて既に使用されている商号に、公衆に誤認を生じさせる虞がある態様で類似している標章。ただし、この規定は、出願人がその使用を知っていたか又は知らなかった筈がなかったことを条件とする。

(d) 第三者の同一又は類似の商品又はサービスに関するスリランカにおいて周知の標章又は商号と同一であるか若しくは誤認を生じさせる程類似している標章、若しくは前記の標章又は商号の翻訳、翻字若しくは転写を構成している標章、又は前記の標章又は商号が、登録出願の対象である商品若しくはサービスと同一でない若しくは類似していない商品若しくはサービスについてスリランカにおいて周知であり、かつ、登録されている場合の当該標章。ただし、後者の場合については、前記の商品又はサービスに関する当該標章の使用が当該商品又はサービスと周知標章の所有者との間の関係を示すことになること、及び当該使用により周知標章の所有者の利益が損なわれる可能性が高いことを条件とする。

(e) 他の第三者の権利を侵害するか、又は不正競争防止に関する第 XXXII 章の規定に反する標章

(f) 他国における標章所有者である第三者の代理人又は代表者によって、その所有者の許可を得ないで出願された標章。ただし、代理人又は代表者がその行為を正当化した場合は、この限りでない。

(2) ある標章が周知のものであるか否かを判定するに際しては、次の規準を考慮に入れるものとする。

(i) 各標章に関する個別の事実及び事情

(ii) 当該標章が周知のものであることが推測される事実又は事情

(iii) 関係する公衆群の当該標章についての知識又は認識の度合い

(iv) 当該標章の使用の期間、程度及び地理的区域

(v) 広告又は宣伝活動及び当該標章が使用されている商品又はサービスの見本市又は

博覧会

における紹介を含む、当該標章に係る普及活動の期間、程度及び地理的区域

(vi) 当該標章の使用又は認識の程度を反映する限りにおいて、当該標章の登録又は登録出願

の期間及び地理的区域

(vii) 当該標章に係る権利の実現の記録。特に、当該標章が周知のものであるとして管轄当局により認められた程度についてのもの

(viii) 当該標章に関連する価値

(ix) ある標章が周知のものであるか否かを判定するために本項に定める規準は、排他的なものでも網羅的なものでもない。

(x) 本項の適用上、

(a) 「管轄当局」とは、ある標章が周知標章であるか否かを判定し、又は周知標章に与えられる保護を執行する権限を有する行政上、司法上又は準司法上の当局をいう。

(b) 「関係する公衆群」には、次のものが含まれる。

(i) 当該標章が用いられる種類の商品又はサービスの実際の又は潜在的な消費者

(ii) 当該標章が用いられる種類の商品又はサービスの流通経路に係る者

(iii) 当該標章が用いられる種類の商品又はサービスを扱っている者又は団体

(3) 長官は、(1)(a)から(e)までの規定を適用する上で、そこにいう第三者がその標章の登録に同意した事実を考慮しなければならない。

審査結果は、出願許諾（拒絶理由がない）、条件付で出願受諾、拒絶理由がある、のいずれかとなる。

（１）出願許諾（拒絶理由がない）の場合

官報に掲載される。通常、官報に掲載されるまでに出願から約 7～8 ヶ月かかる。この時点で商標はパブリックドメインとなり、第三者による異議申立が可能となる。商標の公開には手数料が必要である。期限までに公開手数料を支払うことができなかった出願人は、3 か月以内であれば N.N.C.（Notice of Non Completion）を提出することができるが、そうでない場合、3 ヶ月後に出願は放棄される。

（２）条件付で出願許諾の場合

出願人は、条件に同意するか検討する必要がある。なお、当該条件については同法第 111 条に関連する規定がある。

第 111 条

(5) 知的財産局長 (DGIP) は、適当と考える調査の後、標章の登録出願を拒絶することができ、また、絶対的に、または、条件、修正もしくは変更、または、使用者の態様もしくは場所、その他適当と考える制限がある場合にはその制限を条件として、登録出願を受理することができる。

(6) 標章の登録出願を拒絶し又は条件付で受理する場合、知的財産局長 (DGIP) は、当該拒絶又は条件付受理から 3 箇月の期間内に出願人から求められたときは、その決定の理由を書面で述べなければならない。

出願人は書類や証拠を提出することができる。知的財産局長 (DGIP) は、提出書類を受諾するか、ヒアリングを許可することができる。その後、出願人が条件に同意した場合（あるいは、条件付でなくとも出願許諾になった場合）、公報への掲載が許可される。出願人は、公開手数料を支払い、その後、商標は官報に掲載され、第三者による異議申立が可能な状態となる。期限までに公開手数料を支払うことができなかった出願人は、3 か月以内であれば N.N.C. (Notice of Non Completion) を提出することができるが、そうでない場合、3 ヶ月後に出願は放棄される。

出願者が条件に同意しない場合、当該商標出願は出願人により取り下げられたものとして扱われる。

(3) 拒絶理由がある場合

出願人は、意見書の提出、ヒアリングの申請をすることができる。意見書の提出期間は 1 か月であるが、期間延長を申請することができる。延長申請後の期間は 3 ヶ月である。3 回目の延長は許可される場合とされない場合がある。意見書の提出および期間延長のための手数料はかからない。意見書提出やヒアリングを経て出願拒絶された場合は、裁判所（コロンボ商事高等裁判所）に対して、国家知的財産局 (NIPO) の決定に対する不服を申し立てることができる。さらに、知的財産局長 (DGIP) からの命令や決定に対して不服がある場合は高等裁判所へ上訴が可能であり、高等裁判所の命令や決定に対して不服がある場合は最高裁判所へ上告することもできる。

異議申立がなされた場合

商標は、審査で拒絶理由が無いと、まず公報に掲載される。第三者は、公告後 3 か月の間、異議申立をすることが可能である。この期間は、第三者の要求により、3 ヶ月ずつ 2 回延長することができる。異議申立人は、異議申立書 (Notice of Opposition (NOP)) を提出する。異議申立書は、宣誓供述書の有無にかかわらず、提出することができる。

異議申立があった場合、知的財産局 (NIPO) は出願人に異議申立書の写しを送付する。当

該通知の日から 3 か月以内に、出願人は異議申立理由に対する意見を提出しなくてはならない。出願人は回答期限を 3 か月ずつ 2 回延長申請することができる。3 回目の延長については、相手方の同意があれば可能である。異議申立書に対する出願人の回答は、出願人見解書 (Applicant's Observation) と呼ばれる。回答延長申請のための費用は不要である。出願人見解書の提出が無い場合は、出願人は出願を放棄したことになる。

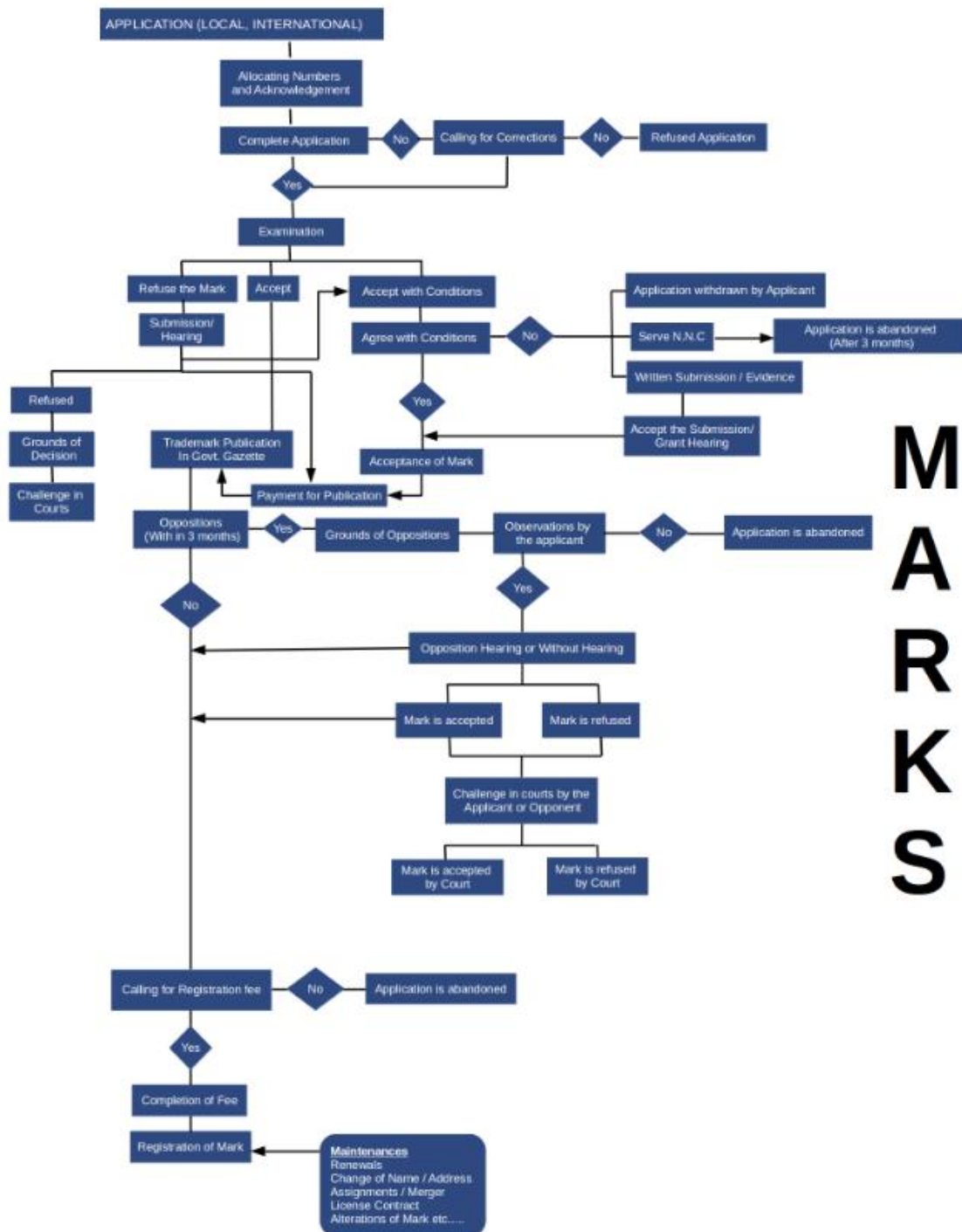
出願人見解書の提出があった場合、異議申立の審理が行われるか否かにかかわらず、その商標は受理されるか拒否されることになる。国家知的財産局 (NIPO) は、必要に応じて、出願人および異議申立人の参加を得て、異議申立に対する調査を行い、出願された商標を登録するか拒絶するかを決定する。

拒絶された場合、出願人はその決定に対して裁判所 (コロンボ商事高等裁判所) に不服を申し立てることができる。登録が認められた場合、出願人は登録料を支払い登録手続が進められる。

出願から審査、異議申立の流れについては以下のフローチャートも参照されたい。

なお、商標出願は、異議や反対意見がなければ 3~4 年で登録されるが、第三者から異議申立があった場合、商標登録までに 6~7 年かかることがある。

Flowchart of the Registration Procedure



**M
A
R
K
S**

5.4 商標権の存続期間と更新

商標権は、商標登録日から 10 年間有効である。また、手数料の支払いにより、以後 10 年ごとに何度でも更新が可能である。

5.5 商標権者の権利

同法第 121 条は、商標権者に以下の権利を付与すると規定している。

第 121 条

(1) 標章の登録所有者は、この部の他の規定に従うことを条件として、かつ、それらの規定を損なうことなく、その標章に関して次の排他権を有するものとする。

- (a) 標章を使用すること
- (b) 標章登録を譲渡すること又は移転すること
- (c) ライセンス契約を締結すること

(2) 標章の登録所有者の同意がない場合は、第三者は次の行為をしてはならない。

- (a) 当該標章若しくはそれに類似する標識を、公衆に誤認を生じさせる虞がある方法で、当該標章の登録の対象である商品若しくはサービスについて、又は当該の標章若しくは標識を使用した場合に公衆に誤認を生じさせる虞がある類似の商品若しくはサービスについて使用すること、及び
- (b) 前記以外に、当該標章又はそれに類似する標識若しくは商号を、正当な理由なく、かつ、当該標章の登録所有者の利益を害する虞がある状態で、使用すること

(3) 第三者が、標章又はそれに類似する標識を公衆に誤認を生じさせる虞がある方法で、当該標章の登録の対象である商品(当該商品がスリランカでの国内販売用であるか又はスリランカからの輸出用であるかを問わない)について又はそれに関連して、スリランカにおいて使用すること(印刷、描画又はその他の方法によるかは問わない)又は貼付することは、(2)に基づく禁止行為であるとみなす。

(4) 裁判所は、ある者が登録標章と同一の標章を登録標章の登録対象である商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて使用した場合に、公衆に誤認を生じさせる虞があるものとみなす。

5.6 登録商標の抹消

登録商標の抹消の申し立ては、コロombo商事高等裁判所に対して行うことができる。当該申し立ては、利害関係者や、権利の所有者、使用権者、譲渡人、等に限定される。同法第 136

条には、抹消について以下のとおり定められている。

第 136 条

(1) 裁判所は、正当な利害関係を証明する者又は長官を含めた管轄当局が提出した、標章の登録所有者及び記録されている全ての譲受人、使用権者又は再使用権者を当事者とする申請に基づき、次に該当するときには、その登録標章を登録簿から抹消することができる。

(a) 登録所有者が、裁判所に対する前記申請の日の直前に 5 年間連続して、正当な理由なしに、その標章をスリランカにおいて使用しなかったか、又はライセンスによって当該標章がスリランカにおいて使用されるようにすることを怠ったとき

(b) 登録所有者が、その標章の登録の対象である商品又はサービスの内の 1 又は複数につきその標章の普通名称への変質を引き起こし、誘発し、又は許容し、その結果、業界において及び公衆の目から見て、標章としての意味が失われたとき

(2) (1)(a)に基づく申請については、裁判所は、標章の不使用が登録所有者の管理の及ばない事情に起因したという事実を考慮に入れることができる。裁判所は、標章不使用の理由として登録所有者の資金不足を考慮しない。

(3) 標章の使用が、

(a) 標章の識別力を変えない要素において、登録された形態とは異なる形態によって行われていたときは、標章抹消の理由としてはならず、

(b) 標章の登録の対象である所与の類に属する商品又はサービスの内の 1 又は複数に関して行われていたときは、同一類の他の全ての商品又はサービスに関して標章を抹消することを妨げるに十分なものとする。

第 6 章 地理的表示

スリランカ知的財産権法第 IX 部第 161 条

6.1 定義

同法 160A 条には、地理的表示について以下のとおり定義されている。

第 160A 条（※一部抜粋）

「地理的表示」とは、ある国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とする商品であって、その商品の所定の品質、評判又はその他の特性が本質的にその地理的原産地に起因するものを識別する表示をいう。

「商品」とは、製造された、または、天然に入手可能な、農産物、食品、ワイン、蒸留酒、または手工業もしくは工業の品目をいう。

スリランカで地理的表示として登録されているものには、例えば、Ceylon Tea, Ceylon Cinnamon, Ceylon Sapphire, Nuwaraeliya Tea, Ceylon Pepper and Ceylon Cashew、等がある¹²。

6.2 登録手続

地理的表示の申請は、商品の生産者の利益を代表する個人、生産者の団体、法律により設立された組織、が可能である。所定の申請書を知的財産局長（DGIP）に提出して申請を行う（同法第 161B 条(1)）。

（1）審査

申請書を受領した知的財産局長（DGIP）は、申請された内容が同法 161A 条の規定を満たすか審査をする。（同法 161B 条(2)）

なお、同法第 161A 条の規定は以下のとおりである。

第 161A 条

地理的表示が

¹²

https://www.nipo.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=17&Itemid=148&lang=en

- (a) 第 160A 条に規定する地理的表示の定義に適合しない場合
- (b) その使用が法令、道徳、宗教、慣行又は公序に反する場合
- (c) 地理的表示として原産国において保護されていないか、若しくは保護されなくなったもの、又は当該国において使用されなくなったものである場合
- (d) 当該商品の一般的な名称として一般的な言語で慣用されている用語と同一であるものである場合
- (e) 商品の特性、性質、品質、原産地及びその使用に関して公衆を誤認させ、又は欺くもの、又はその使用に関して公衆を誤認させるものである場合
- (f) 植物品種又は動物品種の名称を構成するものである場合

そのような名称を構成するものは、本法に基づき登録されない。

登録しようとする地理的表示が第 161A 条の規定により登録を認められない場合、知的財産局長（DGIP）は、当該地理的表示の登録を拒絶し、その理由を申請者に通知するものとする。ただし、申請書に不備がある場合、知的財産局長（DGIP）は、申請日から 3 ヶ月以内にその旨を申請者に通知し、その通知の日から 3 ヶ月以内に申請者にその不備を是正する機会を与えなければならない。申請者が修正された申請書を知的財産局長（DGIP）に再提出した日は、当該登録申請書を受領した日とみなされる。（第 161B 条(3)）

第 161B 条 (3)に基づき申請が拒絶された申請者は、当該拒絶について知的財産局長（DGIP）が指定した理由に満足しない場合、申請者に拒否が通知された日から 3 ヶ月以内に、拒否に対して書面により提出することができる。（第 161B 条(4)）

知的財産局長（DGIP）は、第 161 条(3)の書面を受領した後、聴聞が必要であれば、当該聴聞の日時及び場所を申請者に通知することができる。（第 161B 条(5)）

知的財産局長（DGIP）は、当該聴聞の後、当該申請を登録することを拒否するか、又は、当該申請をそのまま若しくは当該地理的表示の使用の態様若しくは場所について知的財産局長（DGIP）が適切と考える条件、修正若しくは制限を付して登録することができる。（第 161B 条(6)）

知的財産局長（DGIP）が出願の登録を拒絶する、または、第 161B 条 (6)に定める条件を付して出願を登録する場合、出願人が要求すれば、知的財産局長（DGIP）は当該拒絶の理由、または、登録のための条件付承諾の理由を提出する。（第 161B 条(7)）

（２）公表

知的財産局長（DGIP）は、登録可能と判断した申請について、申請人から手数料を受領のうえ、受領日から２カ月以内に申請を官報にて公開する。申請人が公表に係る手数料を納付しなかった場合、知的財産局長（DGIP）は、申請を拒絶する。（第 161C 条(1)）

公表内容には以下のものが含まれる。（第 161C 条(2)）

- (a) 申請者の氏名および住所
- (b) 申請日
- (c) 地理的表示に関する表示
- (d) 地理的表示の登録を受けようとする商品
- (e) 明細書の概要及び地理的区域の地図
- (f) 申請者がスリランカ国外に居住している場合、スリランカでの送達のための郵便住所

（３）異議申立

申請が公表されると異議申立が可能になる。異議申立の手続の流れは以下のとおりである。

公表された地理的表示第 161A 条の規定により認められないと考える者がいる場合、当該者は、公表日から３ヶ月以内に、所定の様式に所定の手数料を納付することで、知的財産局長（DGIP）に対して異議申立をすることができる。異議申立を行う者は、当該異議申立がなされた根拠を明示し、当該根拠を立証するために必要な情報及び証拠を提出しなければならない。（第 161D 条(1)）

異議申立通知が期間内に提出されなかった場合、知的財産局長（DGIP）は、第 161B 条の規定により、登録しようとする地理的表示を登録する。（第 161D 条(2)）

異議申立通知が提出された場合、知的財産局長（DGIP）は、当該通知の写しを出願人に送達し、当該通知を受け取った日から３ヶ月以内に、異議申立に関する意見を、それを立証する証拠や情報を添付したうえで提出するよう、申請人に求める。（第 161D 条(3)）

申請者の意見書が提出された場合、知的財産局長（DGIP）は、当事者の聴取が必要であると考えられる場合にはその聴取を行った後、当該地理的表示が登録されるべきか否かをできるだけ迅速に決定する。登録すべきと決定した場合、知的財産局長（DGIP）は、裁判所へ上訴可能な期間が終了した後、または、上訴された場合は、上訴棄却時に、場合により、条件や要件の設定、または、修正もしくは変更をして、当該地理的表示の登録を行う。（第 161D 条(4)）

6.3 地理的表示の登録期間と更新

地理的表示の登録は、早期に取り消されない限り、出願の日から 10 年間有効である。(第 161E 条(1))

地理的表示の登録の更新は、当該地理的表示の所有者が、その登録期間満了の 6 カ月以内に、所定の更新料を添えて知的財産局長 (DGIP) に申請することにより、10 年間の更新ができる。

手数料を期間内に納付できなかった場合、期限から 6 カ月以内であれば、割増手数料を納付することで、登録の更新が可能である。(第 161E 条(2))

更新手数料を納付しなかった場合、知的財産局長 (DGIP) は、当該地理的表示を地理的表示登録簿から抹消する。(第 161E 条(5))

地理的表示の登録の更新は、知的財産局長 (DGIP) による地理的表示の更なる審査、あるいは、異議申立の対象とはならず (第 161E 条(3))、知的財産局長 (DGIP) は、地理的表示の更新を登録簿に記録し、官報で公告する (第 161E 条(4))。

第7章 不正競争と営業秘密

スリランカ知的財産法第VIII部第160条

7.1 定義

スリランカでは、営業秘密の漏洩を含めて不正競争行為について同法第160条において定義がなされており、また、そのような行為に対する救済措置についても法の定めが存在する。

第160条

(1)

(a) 工業上又は商業上の活動の過程で行われる行為又は慣行であって、公正な慣行に反するものは、不正競争行為を構成する。

(b) 本条の規定は、特許、意匠、商標、商号、著作物、並びにその他の知的所有権を保護する本法の他の規定とは関係なく、かつ、これらに加えて、適用される。

具体的には、同法第160条においては、さらに以下の行為を不正競争行為と定めている。

第160条

(2)(a) 工業上又は商業上の活動の過程で行われる行為又は慣行であって、他人の企業又はその活動、特に当該企業が提供する製品又はサービスに関して混同を生じさせるか又は混同を生じさせる虞があるものは、不正競争行為を構成する。

(3)(a) 工業上又は商業上の活動の過程で行われる行為又は慣行であって、他人の企業の営業権又は評判を損なうか又は損なう虞があるものは、当該行為又は慣行が実際に混同を生じさせるか否かに拘らず、不正競争行為を構成する。

(4)(a) 工業上又は商業上の活動の過程で行われる行為又は慣行であって、企業又はその活動、特に当該企業が提供する製品又はサービスに関して公衆に誤認を生じさせるか又は誤認を生じさせる虞があるものは、不正競争行為を構成する。

(5)(a) 工業上又は商業上の活動の過程での虚偽の又は不当な申立てであって、他人の企業又は当該企業の活動、特に当該企業が提供する製品又はサービスの信用を傷つけるか又は傷つける虞があるものは、不正競争行為を構成する。

(6)(a) 工業上又は商業上の活動の過程での行為又は慣行であって、非開示情報の、当該情報を合法的に管理している者(本条において「合法的所有者」という)の同意を得ていない、他人による、公正な慣行に反する方法での開示、取得又は使用を生じさせるものは、不正

競争行為を構成する。

(6)(d) 工業上又は商業上の活動の過程での行為又は慣行であって、次の何れかの行為となるものは、不正競争行為とみなす。

(i) その作成に相当の努力を必要とした秘密の試験その他のデータであって、新しい化学的要素を用いる医薬品、農薬品又は化学品の販売承認を取得する目的で該当局に提出されているものの不正な商業利用

(ii) 当該データの開示。ただし、公衆を保護するために必要である場合、又は当該データを不正な商業利用から保護するための措置が取られている場合を除く。

7.2 救済

不正行為による被害を被った者には、以下の救済が規定されている。

第 160 条

(7) この部にいう行為又は慣行により害を被った如何なる者、企業、又は生産者、製造者若しくは商人の組合も、当該行為又は慣行の継続を禁止し、かつ、当該行為又は慣行の結果として被った損失に対する損害賠償を獲得するために、裁判所における訴訟手続を提起することができる。

(8)(a) 非開示情報を故意にかつ合法的権限なしに開示する者は、本法に基づく違法行為の責めを負うものとし、治安判事の下での裁判の後に有罪判決を受けたときは、50 万スリランカ・ルピー以下の罰金、6 月以下の拘禁又は当該罰金及び拘禁の双方を科される。

第8章 権利行使

8.1 マーケット・エンフォースメント

市場摘発については、民事訴訟と刑事訴訟が手段として存在する。

民事訴訟において利用可能な救済措置は差止と損害賠償である。

刑事訴訟については、商品の差し押さえ、罰金、禁固刑などである。

（１）民事訴訟

民事訴訟の第一審裁判所はコロンボ商事高等裁判所である。コロンボ商業高等裁判所の命令は、最高裁判所に上訴することができる。利用可能な救済措置は、差止または損害賠償である。

（２）刑事訴訟

刑事事件の第一審裁判所は、管轄内の判事裁判所である。

模倣品被害等の知的財産権に関する事案については、警察への摘発依頼、または、私的に管轄の裁判所へ告訴することが可能である。

警察は知的財産権（IP）侵害を捜査する権限を有しているが、特許、意匠、商標、等の知的財産権に関する特定の部署はなく、例えば、コロンボ警察署には商業犯罪課があり、そこがコロンボ警察管轄内の知的財産権に関する問題を扱っている。

模倣品等の知的財産権侵害行為や、不当表示について、警察への摘発要請が可能である。

<警察への摘発手続>

- ① 警察への摘発要請
- ② 警察による管轄裁判所への摘発申請
- ③ 警察が管轄裁判所から摘発命令を受領
- ④ 警察による管轄内での捜索・差し押さえ・起訴

<裁判所へ私的な刑事告発の手続>

- ① 権利者による私的な調査に基づき、裁判所へ訴状を提出
- ② 裁判所が権利者からの訴えを確認し、対応が必要と判断すれば、管轄の警察へさらなる捜査を指示
- ③ 警察による管轄内での捜索・差し押さえ・起訴

なお、権利者が多国籍企業やスリランカ国外で設立された会社である場合、そのようなケースでは、会社を代表して法廷で意見を述べるために現地代理人が任命する必要がある。

8.2 税関

(1) 税関による知的財産権侵害の摘発対象

税関では、商標権、著作権、意匠権、特許権、地理的表示について侵害行為を形成するものを取り締まり対象になっている。

税関条例 125A 条

- (1) 知的財産法の規定に反する偽造商標商品、海賊版著作権商品またはその他の商品の輸入は禁止され、当該商品は、税関条例第 43 条により輸入が禁止され、禁止商品として条例の別表 B に含まれる商品の中に含まれる。
- (2) 本節の上記で言及された貨物の輸出は禁止され、当該貨物は、税関条例第 44 条に言及され、禁止貨物として条例の別表 B に含まれるものとして、輸出が禁止されている貨物の中に含まれるものとする。
- (3) 前項の禁止物品は、商流に乗らず処分し、又は知的財産法で保護される権利の所有者の利益を損なう場合には、廃棄しなければならない。

(2) 税関への知的財産権の登録

権利者は、所定の申請書と、会社の設立証明書のコピー、及び、国家知的財産局 (NIPO) が発行した登録証明書の写しを税関に提出することで、知的財産権を税関に登録することが可能である。申請書が提出されると、税関は参照番号として機能する登録番号を発行する。申請は、登録しようとする知的財産権の所有者、その法定代理人または代理人、のいずれかが行うことができ、手数料はかからない。登録された情報は、全ての税関で共有される。

なお、税関に知的財産権を登録することは可能であるが、申請者またはその代理人は、疑わしい商品がいつ輸入されそうなのか、どの貨物をチェックすべきかを合わせて税関に情報共有することは、被疑侵害商品の発見に重要である。

(3) 申請

権利者は、知的財産権を侵害している商品の流通を停止させるよう、所定の様式を用いて、税関長に対して申請することができる。この申請は、所有者の法定代理人が正式に権限を有している場合に限り、所有者の法定代理人が行うことができる。具体的な規定は以下のとおりである。

税関条例第 125B 条

(1) 商標偽造品もしくは著作権侵害品、または知的財産法に基づく権利者の権利に反するその他の商品の輸入が行われていると信じる有効な根拠を有する権利者は、税関長に対し、当該商品の自由流通への放出を停止することを求める書面での申請を行うことができます。

(2) 当該申請を行う権利者は、知的財産法に基づく権利者の権利の侵害の一応の事例があることを税関長に納得させる十分な証拠を提出し、かつ、税関の職員が容易に認識できるような商品の十分詳細な説明を提供しなければならない。

申請の際には、権利侵害の疑いについて一応の納得のある証拠の提出と、税関職員が被疑商品を見分けることができるよう、商品の詳細についての説明の提供が必要である。具体的には以下の情報の提供が求められる。

- a. 輸入または輸出される商品に関する登録商標、著作権またはその他の権利の所有権を証明するための十分な証拠
- b. 当該知的財産権が侵害されたことを示す十分な証拠
- c. 以下に関する商品の説明
 - i. 輸入者または輸出者の名前と住所
 - ii. 疑わしい商品の原産国/国名
 - iii. 侵害疑惑のある商品の製造国/国名
 - iv. 疑わしい物品の製造および/または流通に関与している外国の事業体の事業所名
 - v. 侵害疑惑のある商品の輸送方法とその正体
 - vi. 疑わしい物品がスリランカ税関に提示されることが予想される港
 - vii. スリランカ税関に提出する予定日
 - viii. 登録商標または著作権を有するサンプル品、または商標または著作権または知的財産権を侵害した写真
 - ix. 入手可能な場合、真正品の製造場所および身元
 - x. 税関局長がその裁量で決定する金額（適切又は適切と思われる金額）の支払いの証明

なお、上記「x. 税関局長がその裁量で決定する金額（適切又は適切と思われる金額）」については、税関条例第 125B 条(3)(a)に規定があり、支払われた手数料は、商品の輸入者、荷受人、輸出者または所有者が、商品の輸入または輸出を不当に停止されたことにより生じた損失または損害を補償するために、裁判所または税関によって利用される、ということになっている。

税関条例第 125B 条(3)(a)

(3)(a) 税関長は、被告を保護し、かつ、濫用を防止するのに十分な担保又は同等の保証を提供するよう申請者に要求する権限を有するものとする；

権利者による申請に基づき、被疑侵害商品が発見され、知的財産権侵害の可能性に納得した場合、税関は申請書に記載された商品の通関を停止する。留置は、当初の 14 日間、及び、税関長の決定によるその延長期間中、効力を有する。申請者は、14 日間の期間、または、税関長が認めた延長期間内に裁判を開始しなければならない。

なお、被疑侵害商品が発見され、その連絡を受けた申請者（権利者）が通関停止の手続きを開始しない場合や、裁判所からの仮救済の決定がなかった場合、留置された商品は放出される。

具体的な規定は以下のとおりである。

税関条例第 125B 条

(b) 申請に基づき、税関長が自由流通への貨物の放出を停止する場合、税関長は、輸入者及び申請者に速やかにその旨を通知させるものとする。

(4) 税関局長は、申請者が停止を通知されてから 10 営業日を超えない期間内に、停止された貨物の放出に関する手続の開始に関する通知を受け取らなかった場合には、輸入又は輸出に関する他のすべての条件が遵守されている場合に限り、当該貨物を放出させるものとする。

(5) 申請により税関長が自由流通への貨物の解放を停止した場合において、裁判所による仮の救済がなく、かつ、輸入に関する他のすべての条件が遵守されていることを条件として、上記の期間が満了したときは、当該貨物の所有者、輸入者又は荷受人は、当該貨物を解放させる権利を有する。

なお、第 125A 条および第 125B 条の規定は、旅行者の個人的な手荷物に含む、小口貨物や非商業的性質の貨物については、適用されない。

また、権利侵害商品が消費されたり、身体に直接触れたりすることで人体に悪影響を及ぼす場合は、税関は当該商品を破壊する。破壊プロセスには、特にロードローラー機による破碎や焼却が用いられる。破壊に要する費用は、申立人の負担である。

8.3 オンライン・マーケット・エンフォースメント

権利者は、プラットフォームにテイクダウンの要求/通知を送ることができるが、現在のところ、これを具体的に扱う法的規定はない。

第9章 消費者庁

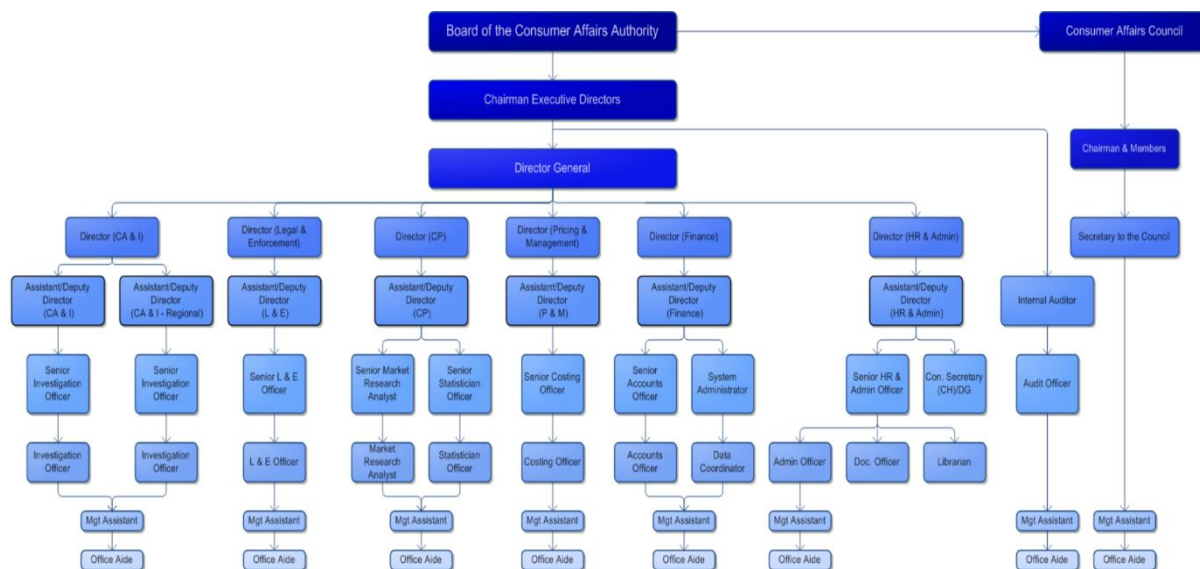
9.1 組織

消費者庁法が 2003 年 1 月 9 日に国会で可決され、協同組合・国内取引省に消費者庁が設立・施行された。

消費者庁法は、以下の内容から構成されている。

- 第Ⅰ部：消費者庁の設置について
- 第Ⅱ部：貿易の規制
- 第Ⅲ部：競争と消費者利益の促進
- 第Ⅳ部：消費者委員会
- 第Ⅴ部：当局の基金
- 第Ⅵ部：当局のスタッフ
- 第Ⅶ部：一般

＜消費者庁の組織図＞



消費者庁の機構

消費者庁の機構は、消費者庁法第3条において、以下のとおり定められている。

消費者庁法第3条

消費者庁は、議長および産業、法律、経済、商業、行政、会計、科学または保健の分野を代表する関連経験を有する 10 名以上の委員で構成されるものとする。会長の他に、3 名の委員を常勤の委員として任命することができる。

事務局長が、消費者庁の最高責任者である。

消費者庁の目的

消費者庁の主な目的は、生命に危険を及ぼす商品の販売から消費者を保護すること、不公正な取引慣行から消費者を保護することである。具体的には、消費者庁法第 7 条に、以下のとおり定められている。

消費者庁法第 7 条

- (a) 消費者の生命・財産に危害を及ぼす商品の販売やサービスの提供から消費者を保護すること
- (b) 不公正な取引方法から消費者を保護し、消費者の利益が十分に考慮されることを保証すること
- (c) 可能な限り消費者が競争力のある価格で商品及びサービスに十分にアクセスできることを確保すること
- (d) 不公正な取引方法、制限的な取引方法、またはその他の形態の業者による消費者の搾取に対する救済を求めること

9.2 不正表示に関する取締

消費者庁法では、消費者の誤解を招く行為、または、欺瞞的な行為、および、虚偽の表示については、いかなる行為も行ってはならないと規定されている。

消費者庁法第 30 条

取引者は、取引または事業の過程において、消費者または他の取引者を誤解させたり欺いたりする可能性のある、いかなる種類の行為も行ってはならない。

消費者庁法第 31 条

取引または事業の過程において、商品またはサービスの供給もしくは供給の可能性に関連して、または商品またはサービスの供給もしくは使用のいかなる手段による促進にも関連して、以下の行為は違反となる。

- (a) 商品またはサービスが特定の標準、品質または等級であること、または商品が特定のスタイルまたはモデルであることを虚偽に表明すること

- (b) 商品が新品であることを偽って表示すること
- (c) 商品またはサービスが、スポンサーシップ、承認、性能、特性付属品、用途または利益を有することを表明し、それらが有していないことを示すこと
- (d) 当該トレーダーが、有していないスポンサー承認または提携を有していることを表明すること
- (e) 値下げまたは値上げの有無またはその金額について、虚偽または誤解を招くような記載をすること
- (f) 商品、サービス、交換または修理の必要性に関して、虚偽または誤解を招くような発言をすること
- (g) 保証または保証の存在または効果に関して、虚偽または誤解を招くような記述をすること

そして、消費者庁は、商品の価格表示、ラベル付け、包装に関して、製造業者や貿易業者に対して通達を出すことが可能である。当該通達の具体的な内容については、消費者庁法第10条に以下の通り規定されている。

消費者庁法第10条

- (1) 当局は、消費者の保護のため、
 - (a) 商品の表示、価格表示、包装、販売又は製造に関して、製造業者又は取引業者に対して一般的な指示を出すことができる。
 - (b) 製造業者または貿易業者に対し、特別な指示を出すことができる。
 - (i) 当該商品を販売することができる時間帯および場所の指定
 - (ii) その他、商品の製造、輸入、販売、貯蔵、販売および在庫に関する条件
- (2) (1)に基づき当局が発行するすべての指示は、官報および少なくとも1つのシンハラ語、1つのタミル語および1つの英語の新聞に掲載される。
- (3) (1)に基づき発行された指示に従わない製造業者または貿易業者は、本法へ違反したと認める。
- (4) (1)に基づく指示が発せられた商品に関するラベル、説明、価格マークを除去、変更、抹消、消去または汚損した者、またはラベル、説明、価格マークが除去、変更、抹消、消去または汚損された当該商品を販売または販売のために提供した者は、本法へ違反したと認める。

9.3 過剰価格に関する取締

- (1) 事務局長から消費者問題評議会への付託

製造業者もしくは貿易業者が、商品を過剰な価格での販売、あるいは、過剰な価格でのサービス提供をしていると事務局長が判断した場合、または当該製造業者もしくは貿易業者が提供する商品もしくはサービスに関して、市場操作もしくはその他の市場の不完全性が存在する場合、事務局長は消費者問題評議会へ問題を付託し調査を要請し、消費者問題評議会は 2 か月以内に調査を終了して結果を事務局長に報告する。

消費者庁法第 19 条

(1)

(a) 当該商品の販売または当該サービスの提供が一般的な経済的重要性を有し、

(b) 消費者が当該過大な価格によって大きな影響を受ける場合、

調査および報告のために当該事項を消費者問題評議会に付託する。

(2) 消費者問題評議会は、事務局長から照会があった日から 2 ヶ月以内に、調査を終了し、事務局長に報告書を提出する。

<消費者問題評議会 (CAC: Consumer Affairs Council)>

組織

消費者庁法第 39 条に定められている重要な機構の 1 つが消費者問題評議会である。

消費者問題評議会の組織の概要は消費者庁法第 39 条に定められているところ、概要は以下のとおりである。

- 商法、企業経営、貿易慣行、消費者問題の分野を代表する 3 人の委員が大臣によって任命され、構成される。
- 3 年間在任する。
- 1 名の会員がその議長に指名される。
- 審議会の記録およびすべての議事の維持のために任命された秘書がいる。

管轄

- 製造業者または貿易業者によって、商品が過剰な価格で販売され始め、またはサービスが提供され始め、または当該製造業者または貿易業者によって提供される当該商品またはサービスに関して、市場操作または不完全さが存在すると思われるケース
- 当該商品の販売または当該サービスの提供が一般的な経済的重要性を有するケース
- すべてのカテゴリーの消費者が当該過剰な価格によって著しい影響を受けるケース

機能

消費者問題評議会は、評議会に付託された申請書および照会事項を審理し、決定する。

消費者庁法第 40 条

- (1) 評議会の機能は、本法に基づき審議会になされたすべての申請および付託を審理し決定することである。
- (2) 評議会の決定が全会一致でない場合には、委員の過半数の決定をもって審議会の決定とする。

(2) 民間から事務局長への付託

一般市民、団体、組織は、特定の事項を事務局長に付託し、消費者問題評議会の調査に付すよう要請することができる。

消費者庁法第 22 条

- (1) 商品が過剰な価格で販売され、またはサービスが提供されている場合において、公衆の一員、団体または組織が評議会にその問題を調査することを望む場合、場合により、当該公衆の一員、団体または組織は事務局長に、その問題を消費者問題評議会に調査するよう要請することができる。
- (2) 事務局長は、要請を受けた場合、第 19 条の規定を考慮し、消費者問題評議会が調査すべき事項であると判断したときは、消費者問題評議会に調査を付託することができる。

9.4 反競争的行為に関する取締

(1) 反競争的行為の定義

消費者庁法においては反競争的行為を以下のとおり定義している。

消費者庁法第 35 条

ある者が、業務上、本人が、またはその者と関係のある者と一緒になって、スリランカにおける物品の生産、供給もしくは取得、またはスリランカにおける役務の供給もしくは確保に関連して、競争を制限、歪曲、もしくは避ける効果を有するか、または有することを意図しているか、もしくは有する可能性が高い行為は、反競争的行為とみなされる。

(2) 消費者庁による調査権限

消費者庁は、反競争的行為に関する調査を行う権限を有する。

消費者庁法第 34 条

- (1) 消費者庁は、自らの意思で、または個人、消費者団体、取引業者団体から苦情や要請があった場合、反競争的行為の蔓延に関する調査を実施することができる。

(2) (1)に基づく調査を、その開始から 100 日以内に完了することは、消費者庁の義務である。

また、より具体的な調査権限については以下のとおり定められており、規定上、消費者庁に地方裁判所と同等の権限が与えられているものもある。

消費者庁法第 36 条

(2) 当局は、以下にあげる地方裁判所のすべての権限を有する。

1. 通知の発行と証人の出席
2. 文書または記録の作成
3. 証人の宣誓または確約

(3) 何人かの者が

(a) 十分でないにもかかわらず、当局またはそのメンバーの評判を落とすような声明を
発表したり、調査の進行中または終了後に何かを行ったりした場合

(b) 当局の合法的なプロセスを妨害した場合

(c) 調査の過程で、

(i) 理由なく、当局が当該者に発行した通知で指定された日時および場所に当局に出
頭しなかった場合

(ii) 宣誓もしくは宣誓を拒否し、または正式に宣誓もしくは宣誓を受けたにもかかわらず、理由なく、当局が調査している問題に関連して行われた質問に答えることを拒
否もしくは失敗した場合

(iii) 自己が所有または管理する文書または記録で、当局が調査している事項に関連
すると当局が考えるものを、理由なく提出し、当局に示すことを拒否または不履行し
た場合

そのような者は、消費者庁に対する侮辱罪または不敬罪の罪を犯し、その罪により控訴
裁判所で処罰されるものとする。

(3) 消費者問題評議会への申請

消費者問題評議会は、評議会に提出されたすべての申請書および照会事項を審理し、決定
する。

9.5 立ち入り検査・捜査の権限

消費者庁法第 58 条では、当局による立ち入り検査・捜査について定められており、消
費者庁法または規則が遵守されていることを確認する目的で、当局または消費者庁法第 58

条に基づき当局に代わって書面で権限を与えられた役員は、合理的な理由および提出書類に基づいて、その権限を有する。

消費者庁法第 58 条

(1) 製造業者または貿易業者が事業を営んでいる敷地、または商品が保管されまたは販売のために公開されているその他の敷地に、合理的な時間帯に立ち入り、検査および搜索すること。

(2) 第 16 条（取引目的での商品所持の拒否、または条件付きでの当該商品の販売は犯罪）または第 17 条（取引業者または個人による商品の買い占めは犯罪）の規定に反して、当該施設内で発見された商品を押収し留置すること。

(3) 当該事業に関して、本法またはその他の法律により、またはその下で保管が義務付けられている記録または文書を検査し、その写しを取り、または差し押さえ、留置すること。押収または留置された物品は裁判所に提出され、当該製造業者または貿易業者が有罪判決を受けた場合、裁判所が決定する方法で没収および処分され、処分により発生した金銭は当局の資金に計上される。

付属書類 1 : 手続費用一覧

6DESIGN OF INTEGRATED CIRCUITS

Designs of Integrated Circuit		Rs		
1.	Application for registration	3450.00	517.50	3967.50
2.	Examination of the Register or the related file	115.00	17.25	132.25
3.	Application for transfer of application or registration of a layout design under Section 152(1)	2300.00	345.00	2645.00
4.	For counter claim under Section 152(2)	1150.00	172.50	1322.50

5.	For obtaining the copies of documents relating to layout design one page or part thereof	115.00	17.25	132.25
	each additional page or part thereof	57.50	8.63	66.13
6.	Certified copies of the documents referred to in regulation No.5 each page	230.00	34.50	264.50
	Each additional page or part thereof	57.50	8.63	66.13

INDUSTRIAL DESIGN

⁴Industrial Designs			Rs	
1.	Application under Section 33(2)	1150.00	172.50	1322.50
2.	Counter statement under Section 33(3)	1150.00	172.50	1322.50
3.	Application for registration of a design			
	A student (schools, technical and other similar Colleges and University undergraduates)	575.00	86.25	661.25
	An Individual	862.50	129.38	991.88
	Others	1150.00	172.50	1322.50
4.	For grounds of decision	1150.00	172.50	1322.50
5.	With written submissions under Section 40(5)(a)	1150.00	172.50	1322.50
6.	Publication under Section 40(6) (per cm 1x cm 1)	862.50	129.38	991.88
7.	Notice of objection under Section 40 (9)	1150.00	172.50	1322.50
8.	For inspection of application To obtain a copy thereof by the creator or a person named as the creator (per page)	115.00	17.25	132.25
9.	(i). For inspection of the register	115.00	17.25	132.25
	(ii). For inspection of the relevant Industrial Design File	115.00	17.25	132.25
10.	(i). For obtaining copies of documents relating to an industrial design-A4 size page or part thereof	115.00	17.25	132.25

4

https://www.nipo.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=41&Itemid=170&lang=en#industrial-designs

	Each additional page or part thereof	57.50	8.63	66.13
	(ii). For a page of document not specified in paragraph (i) above (Page or a part of thereof)	57.50	8.63	66.13
	(iii). For obtaining the certified copies of documents referred to in paragraph (i) and (ii) one page	230.00	34.50	264.50
	Every additional (page or a part thereof)	57.50	8.63	66.13
11.	For publication in the Gazette of the registration of the Industrial Design (per 1cm x1 cm)	115.00	17.25	132.25
12.	For 01st renewal of registration	2300.00	345.00	2645.00
13.	For 2nd renewal of registration	4600.00	690.00	5290.00
14.	Payment of surcharge for late payment (of renewal fee)	10%		
15.	(i). For a certificate as to the current status of the registration of a design	575.00	86.25	661.25
	(ii). For the preparation of priority documents	862.50	129.38	991.88
16.	Request to enter name of a new owner by assignment or transmission	1150.00	172.50	1322.50
17.	Request to correct clerical error caused by an act of the owner or his agent	115.00	17.25	132.25
18.	Request to enter change of name or address	575.00	86.25	661.25
19.	Application for recording particulars of Licence contract or sub- Licence or Assignment or transmission	1150.00	172.50	1322.50
20.	Application for recording the renunciation, expiration or Termination of a Licence contract or Sub-Licence	575.00	86.25	661.25

PATENTS

³ Patents		Rs	15% VAT	Total
			RS	Rs
1.	On application for the grant of a patent			
	(i). Students (School, technical and other similar Colleges and University undergraduates)	1150.00	172.50	1322.50
	(ii). Individuals	2875.00	431.25	3306.25
	(iii). Others	6900.00	1035.00	7935.00
2.	On request to refer an application to a local examiner	1150.00	172.50	1322.50
3.	On inspection by the inventor of the application	115.00	17.25	132.25
4.	For the preparation of an abstract by the Director General	3450.00	517.50	3967.50
5.	(i). For obtaining copies of documents relating to a patent:-A4 size page or part thereof	115.00	17.25	132.25
	Each additional page or part of thereof	57.50	8.63	66.13
	(ii). For a page of documents not specified in paragraph (i) above (page or a part thereof)	57.50	8.63	66.13
6.	For obtaining the certified copies of documents referred to in regulation 5(i) and (ii) one page	230.00	34.50	264.50
	Every additional page or a part thereof	57.50	8.63	66.13

3

https://www.nipo.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=41&Itemid=170&lang=en#patents

7.	On application for the assignment or transmission of a patent application or patent	1725.00	258.75	1983.75
8.	On request of recording particulars of:-			
	(a).a licence contract or of any assignment, transmission, sub-licence,amendment, renewal	1150.00	172.50	1322.50
	(b). Expiration or termination thereof	575.00	86.25	661.25
9.	(i). For an amendment in the application	1150.00	172.50	1322..50
	(ii). For the entry of change of name or address	575.00	86.25	661.25
	(iii). For rectification of any clerical error caused by an act of the owner or his agent	575.00	86.25	661.25
	(iv). For a divisional application	2875.00	431.25	3306.25
	(v). For any amendment thereof	1150.00	172.50	1322.50
	(vi). Any correction as required by Director General under Section 78	575.00	86.25	661.25
10.	For inspection of the register of patents in respect of each patent	115.00	17.25	132.25
11.	For inspection of the file relating to the Patent after the grant of the patent or with the permission of the applicant before the grant	115.00	17.25	132.25
12.	For divulging permissible information before the grant of the patent by the Director-General	230.00	34.50	264.50
13.	Renewal of patent (in order to keep the patent in force)			
	(I). Students (School, Technical and other Colleges and University Undergraduates)			
	(a). For the first extension	1725.00	258.75	1983.75
	(b). For the second extension	1725.00	258.75	1983.75

(c). For the third extension	2300.00	345.00	2645.00
(d). For the fourth extension	2875.00	431.25	3306.25
(e). For the fifth extension	3450.00	517.52	3967.50
(f). For the sixth extension	4025.00	603.75	4628.75
(g). For the seventh extension	4600.00	690.00	5290.00
(h). For the eighth extension	5175.00	776.25	5951.25
(i). For the ninth extension	5750.00	862.50	6612.50
(j).For the tenth extension	6325.00	948.75	7273.75
(k).For the eleventh extension	6900.00	1035.00	7935.00
(l). For the twelfth extension	7475.00	1121.25	8596.25
(m).For the thirteenth extension	8050.00	1207.50	9257.50
(n). For the fourteen to eighteen extension (each)	8625.00	1293.75	9918.75

(II). Individuals

(a). For the first extension	3450.00	517.50	3967.50
(b). For the second extension	4025.00	603.75	4628.75
(c). For the third extension	4600.00	690.00	5290.00
(d). For the fourth extension	5750.00	862.50	6612.50
(e). For the fifth extension	6900.00	1035.00	7935.00
(f). For the sixth extension	8050.00	1207.50	9257.50
(g). For the seventh extension	9200.00	1380.00	10580.00

(h). For the eighth extension	11500.00	1725.00	13225.00
(i). For the ninth extension	12650.00	1897.50	14547.50
(j). For the tenth extension	13800.00	2070.00	15870.00
(k). For the eleventh extension	14950.00	2242.50	17192.50
(l). For the twelfth extension	16100.00	2415.00	18515.00
(m). For the thirteenth extension	17250.00	2587.50	19837.50
(n). For the fourteen to eighteen extension (each)	23000.00	3450.00	26450.00
<u>(III). Others</u>			
(a). For the first extension	4600.00	690.00	5290.00
(b). For the second extension	5750.00	862.50	6612.50
(c). For the third extension	8050.00	1207.50	9257.50
(d). For the fourth extension	9200.00	1380.	10580.00
(e). For the fifth extension	11500.00	1725.00	13225.00
(f). For the sixth extension	13800.00	2070.00	15870.00
(g). For the seventh extension	16100.00	2415.00	18515.00

	(h). For the eighth extension	18400.00	2760.00	21160.00
	(i). For the ninth extension	20700.00	3105.00	23805.00
	(j). For the tenth extension	23000.00	3450.00	26450.00
	(k). For the eleventh extension	25300.00	3795.00	29095.00
	(l). For the twelfth extension	26450.00	3967.50	30417.50
	(m). For the thirteenth extension	28750.00	4312.50	33062.50
	(n). For the fourteen to eighteen extension (each)	40250.00	6037.50	46287.50
14.	Surcharge on the application for extension 10% of the present fee			
15.	(i). For a certificate as to the current status of the patent	575.00	86.25	661.25
	(ii). For the preparation of priority documents	1150.00	172.50	1322.50

2^{TRADEMARKS}

Marks		Rs	15% VAT RS	Total Rs
1.	Application for registration of each -			
	(a). Mark			
	(i). Individual applicant	1150.00	172.50	1322.50
	(ii). Others (partnership, company, society, etc)	3450.00	517.50	3967.50
	(b). Collective mark	5750.00	862.50	6612.50
	(c). Certification mark	5750.00	862.50	6612.50

2.	On application to Director General to state grounds of decision	1150.00	172.50	1322.50
3.	On notice of opposition for registration of a mark	2300.00	345.00	2645.00
4.	On observations of applicant in answer to notice of opposition	1150.00	172.50	1322.50
5.	On the hearing of opposition by applicant and opponent each	1150.00	172.50	1322.50
6.	For registration of a mark and issue of certificate	1150.00	172.50	1322.50
7.	Upon each entry in the register of a note that mark is associated with a newly registered mark	345.00	51.75	396.75
8.	On application to register a subsequent proprietor/applicant in cases of assignment or transmission.			

	(a). For a single mark	2300.00	345.00	2645.00
	(b). For every additional mark, the devolution being identical in each case and if made in one application	575.00	86.25	661.25
9.	On application to change the name or address of proprietor/applicant where there has been no alteration of proprietorship			
	(a). For a single mark	1150.00	172.50	1322.50
	(b).For every additional mark, the change being the same in each case and if made in one application	575.00	86.25	661.25

10.	(a). Renewal of registration of a mark -			
	(i). individual owner	3450.00	517.50	3967.50
	(ii). Others	4600.00	690.00	5290.00
	(b). Renewal of a collective and certification mark	5750.00	862.50	6612.50
	(c). Surcharge	10 % of the fee	15% VAT	10%+15%
11.	On application to alter the address of registered proprietor or the licensee			
	(a). For a single mark	1150.00	172.50	1322.50
	(b). For every additional mark, the alternation being the same in each case and if made in one application.	575.00	86.25	661.25

12.	For every entry in the register or a rectification thereof or an alteration therein not otherwise charged	575.00	86.25	661.25
13.	For canceling the entry or part of the entry of a mark upon the register, on the application of the owner of such mark	575.00	86.25	661.25
14.	On an application to the Director General for leave to add or to alter a mark or collective mark or certification mark	3450.00	517.50	3967.50
	and for publication in the Gazette of Mark if leave is granted (1cm x 1 cm)	230.00	34.50	264.50
15.	For inspecting register, application, notice of opposition, observation or decisions or any other document related to documents enumerated	115.00	17.25	132.25
16.	For obtaining copies of documents relating to all kinds of marks- A4 size page or part thereof	115.00	17.25	132.25
	Each additional page or part of thereof	57.50	8.63	66.13

17.	For a page or part thereof of documents not specified in 16 above	57.50	8.63	66.13
18.	For obtaining the certified copies of documents referred to in regulation 16 and 17 above one page	230.00	34.50	264.50
	Every additional page or a part thereof	57.50	8.63	66.13
19.	For publication of mark (per 1cm x1cm)	115.00	17.25	132.25
20.	Application on request for recording particulars of Licence contract or sub Licence or assignment or transmission	1150.00	172.50	1322.50
21.	Application for recording of expiration or termination of the Licence contract	575.00	86.25	661.25

22.	Application for renunciation of the registration of any goods or services for which a mark is registered either wholly or in respect of part of the goods or service and	575.00	86.25	661.25
	For publication in the Gazette of that renunciation of registration (Per 1cm x 1cm)	115.00	17.25	132.25
23.	Application of change in the conditions governing the use of a collective mark or certification mark and	2300.00	345.00	2645.00
	For publication in the Gazette of the notification of changes (Per 1cm x 1 cm)	115.00	17.25	132.25
24.	(i). For a certificate as to the current status of the registration of the mark	575.00	345.00	2645.00
	(ii). For the preparation of priority documents	862.50	129.38	991.88

25.	(i). For correction of clerical error caused by the owner or his agent	575.00	86.25	661.25
	(ii) Deletion of a mark under Regulation No. 15(2)	287.50	43.13	330.63
26.	Publication of the application in the Gazette under Section 111(7)			
	(i). Where the size of the representation of the mark is not more than 04cm x 04cm			
	(a) If the number of words in the list of goods or services are 10 or below 10	1725.00	258.75	1983.75
	(b) If the number of words in the list of goods or services are 11-20	2875.00	431.25	3306.25
	(c) If the number of words in the list of goods or services are 21 or above	4025.00	603.75	4628.75

	(ii). Where the size of the representation of the mark is more than 04cm x 04cm, and additional fee of	2300.00	345.00	2645.00
	(iii). Where it is a collective mark or a certification mark, an additional fee of	2300.00	345.00	2645.00

付属書類 2：申請書式

Form M 01 INTELLECTUAL PROPERTY ACT NO. 36 OF 2003 MARKS Application for registration	For official use only. Application received on : Fees paid on : Application No. : Vienna Code, where applicable:.....
The applicant hereby requests that the accompanying mark be registered in respect of the particulars given herein below.	
I. APPLICANT Name Address : Tel. No. /Fax No. / E-mail Address: (if any)	
II. REPRESENTATION OF THE MARK (Not more than 10cm x 10cm in size. Provide extra five copies. If representation of the mark is affixed to a separate sheet (A4) indicate accordingly)	
III. TRANSLATION OF THE MARK (If Applicable) (Certified by a sworn Translator where the mark consists of a word or words not in Sinhala, Tamil or English.)	
IV. CLAIM TO COLOURS OF THE MARK,(If Applicable)	The applicant claims for his mark the colours shown in the representation of the mark accompanying this application. The colours represented in the claim are
V. CLAIM TO THREE-DIMENSIONAL MARK	The applicant claims for the mark the shape/ container shown in the representation of the mark accompanying this application. The shape/container represented in the claim is

VI. CLASS AND LIST OF GOODS OR SERVICES IN RESPECT OF WHICH THE REGISTRATION OF THE MARK IS SOUGHT Class List of goods or services	
VII. CLAIM OF PRIORITY- UNDER INTERNATIONAL CONVENTIONS	The applicant claims the priority of an earlier application filed on.....according to the attached declaration.
VIII. CLAIM FOR DATE OF APPLICATION ON THE BASIS OF AN INTERNATIONAL EXHIBITION	The applicant claims that this application be deemed to be filed on according to the attached request.
IX. ADDRESS FOR SERVICES IN SRI LANKA WHERE APPLICABLE	
X. AGENT, IF ANY Name Address Tel/Fax E-Mail (if any)	
XI. COLLECTIVE MARK/CERTIFICATION MARK (If Applicable).	The application is made for a collective/certification mark. A copy of the conditions governing the use of the mark duly certified is annexed.
XII. SIGNATURE OF THE APPLICANT (If the applicant is a company, the authorized signature and the company seal) OR THE AGENT AND THE DATE	

FORM P01 INTELLECTUAL PROPERTY ACT NO. 36 OF 2003. PATENTS APPLICATION FOR REGISTRATION		For office use only. Application No. : Date of Filing : Fees paid on :
I. The registration of the patent as described below is hereby requested.		
II. Title of Invention :		
III. Applicant		
Name :		
Address :		
Postal Address for service, if non-resident in Sri Lanka :		
Residence or principal place of business :		
Telephone Number (if any)	Fax (if any)	E-mail (if any)
IV. INVENTOR		
Name :		
Address :		

V. AGENT (If any)		
Name :		
Address :		
Telephone Number (if any)	Fax (if any)	E-mail Address (if any)
VI. BASIS OF APPLICANT'S RIGHT TO THE PATENT (Cross the appropriate box) ☐ Applicant is the Inventor. ☐ Applicant is the legal representative of the inventor. ☐ Applicant is the assignee of the inventor. ☐ Applicant is the owner of the invention which was made – ☐ while the inventor was in the employment of the applicant. ☐ by the inventor in the performance of a contract for the execution of work. ☐ Any other (specify) A statement specifying in more detail the basis of the Applicant's (who is not the inventor) right to the patent accompanies the application (Provide sufficient copies of the statement for all non-applicant inventors).		
VII. The declaration of the inventor indicating the willingness to forgo his name being included in the patent is annexed (where applicable) ☐		
VIII. DIVISIONAL APPLICATION (cross the appropriate box) : ☐ This Application is a Divisional Application. ☐ The benefit of the filing date of the initial application is claimed in as much as the subject matter of the present application is contained in the initial application identified below – Initial Application Number : Date of filing of Initial Application :		

IX. DISCLOSURES TO BE DISREGARDED FOR PRIOR ART PURPOSES : (Cross the appropriate box) ☐ Disclosure was due to acts of applicant or his predecessor in title. Date of disclosure : ☐ Disclosure was due to abuse of rights of applicant or his predecessor in title. Date of disclosure : (A statement specifying in more detail the disclosure should accompany the application).
X. PRIORITY CLAIM (if any)
The priority of an earlier application is claimed as follows :
Country (if the earlier application is regional or International application indicate those countries for which it was filed)
Filing Date :
Application Number :
If a regional or international application Indicate the national office or inter – Governmental organization with which it was filed.
Symbol of the International Patent Classification (IPC), if already allocated.
The priority document - Accompanies the application. Will be furnished by
XI. SEARCH REPORT (cross the appropriate box):
A ☐ An international – type search report furnished by *..... is enclosed herewith B ☐ An international – type search report has been requested from *..... and will be filed with the Director General within three months of the date of its issue. C ☐ The Director General is requested to refer this application to a local examiner for a search of relevant prior art. The prescribed fee is enclosed for this purpose. • Indicate the name of the national, regional or international organization appointed as an International Searching Authority under the Patent Co-operative Treaty. (Two copies of the search report must be furnished.)

XII.	Date and No. of any application for a patent filed by the applicant abroad, if any, relating to the same or essentially the same invention and the country/countries where the application has been made. 												
XIII.	The applicant declares that he or his predecessor in title has not obtained a patent abroad before this application was filed relevant to the same or essentially the same invention as that claimed in this application.												
XIV.	SIGNATURE OF APPLICANT : DATE : 												
XV.	CHECK LIST (to be checked by the applicant)												
(A)	This application contains the Following : <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1. Request</td><td style="text-align: right;">.....</td></tr> <tr><td>2. Description sheets*</td><td style="text-align: right;">.....</td></tr> <tr><td>3. claims sheets*</td><td style="text-align: right;">.....</td></tr> <tr><td>4. abstract sheets*</td><td style="text-align: right;">.....</td></tr> <tr><td>5. Drawings sheets*</td><td style="text-align: right;">.....</td></tr> <tr><td>Total</td><td style="text-align: right;">.....</td></tr> </table> (B) This application is accompanied by : 1. A power of attorney. 2. A declaration not to name the inventor in the patent. 3. A statement justifying applicant's right to the patent. 4. A statement that certain disclosures be disregarded. 5. An international-type search report. 6. Priority documents. 7. Cash, cheque, money order, bankers drafts or postal order for the payment of application fee. 8. Examination fee. 9. Other documents (specify). * The sheets mentioned under "A" above must be submitted in duplicate.	1. Request		2. Description sheets*		3. claims sheets*		4. abstract sheets*		5. Drawings sheets*		Total	
1. Request													
2. Description sheets*													
3. claims sheets*													
4. abstract sheets*													
5. Drawings sheets*													
Total													
XVI.	The following is to be filled in by the Director General												
	1. Date of actual receipt of the application												
	2. Corrected date of receipt due to later filed papers or drawings completing the application												
	3. Date of receipt or time of the required corrections under Article II of the PCT:												

Form D 01			
INTELLECTUAL PROPERTY ACT NO. 36 OF 2003 INDUSTRIAL DESIGNS APPLICATION FOR REGISTRATION		For official use only Application No: Fees paid on: Application received on	
The applicant hereby requests the registration of the industrial design described below:			
I. APPLICANT			
Name:			
Address			
II. THE DESIGN			
Title:			
The following are attached:- (Three copies not exceeding 10 cm X 15 cm)			
i. Two dimensional design		One or two photographic or graphic Representations.	☐
ii. Three dimensional design		One or two drawings or tracings.	☐
III. PRODUCT			
The kind of products for which the industrial design to be used:			
Class:			
IV. CLAIM OF PRIORITY (if any)			
Country:			
Application No.:			
Filing Date:			

V. ADDRESS FOR SERVICE IN SRI LANKA	
VI. AGENT	
Name:	
Address:	
Telephone: Fax: E-mail: (If available)	
VII. CREATOR OF THE INDUSTRIAL DESIGN	
Whether the applicant or not	
If not the applicant, the name and address of the creator	
Willingness of the creator(s) to forgo the name(s) being used in the registration (if applicable)	I/We,..... of being the creator/creators of the industrial design which is the subject matter of this application herein indicate my/our willingness to forgo my/our name(s) being used in the registration. Signature(s)
VIII. DECLARATION OF NOVELTY	I, being the applicant declare that to the best of my knowledge the industrial design is new as provided in Section 31 of the Act.
Date:	 Signature of the Applicant or Agent

[特許庁委託事業]

レポートタイトル

2024 年 7 月

禁無断転載

[調査受託]

United & United 法律事務所
独立行政法人 日本貿易振興機構
ニューデリー事務所
(知的財産権部)